

北九州市監査公表第15号

平成26年 3月 28日

北九州市監査委員	山 口 彰
同	廣 瀬 隆 明
同	日 野 雄 二
同	世 良 俊 明

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人より監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成 25 年度
包括外部監査結果報告書

平成 26 年 3 月

北九州市包括外部監査人

公認会計士 丸林 信幸

平成26年3月18日

北九州市包括外部監査人
丸林 信幸

平成25年4月1日付包括外部監査契約書第8条に基づき外部監査の結果について別紙
のとおり報告いたします。

目 次

第1 監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
(1) 監査テーマ	1
(2) 監査の対象期間	1
3. 特定の事件として選定した理由	1
4. 監査の対象	2
5. 監査の方法	2
(1) 監査要点	2
(2) 実施した監査手続	2
6. 監査の実施期間	3
7. 監査実施者	4
8. 利害関係	4
第2 監査対象の概要	5
1. 市のまちづくりに関する基本構想	5
2. 市の行財政改革と貸付金等	7
3. 予算編成と貸付金等	9
4. 市の貸付金等の範囲と関連規則等	12
(1) 市の貸付金等の範囲	12
(2) 貸付金等の貸付、回収及び債権回収に関する規則	13
(3) 公債権と私債権	16
5. 市の決算及び貸付金等の状況	17
(1) 市の決算状況	17
(2) 市の貸付金等の状況	19
第3 監査の結果	20
1. 監査対象の選定	25
2. 監査の視点	25
3. 監査手続の流れ	26
4. 監査の結果（指摘）及び意見の概要	26
(1) 監査要点ごとの監査の結果（指摘）及び意見の件数	27
(2) 監査の結果（指摘）及び意見の項目と対象貸付金等	28
(3) 貸付金等に係る全庁横断的な観点からの監査の意見	34
5. 各貸付金等の監査の結果及び意見	35
(1) 財政局の貸付金等	35
ア. 土地貸付収入未収金	35
(2) 保健福祉局の貸付金等	38

ア.	災害援護資金貸付金	38
イ.	社会福祉協議会運営貸付金	41
ウ.	社会福祉施設設備資金貸付金	46
エ.	福祉金庫貸付金	50
オ.	生活改善等資金貸付金	56
カ.	社会福祉協議会貸付金	62
キ.	生活保護返還金	67
ク.	若年者専修学校等技能習得資金貸付金	73
(3)	子ども家庭局の貸付金等	77
ア.	母子福祉貸付金／寡婦福祉貸付金	77
イ.	児童扶養手当返還金	86
ウ.	児童養護施設等措置費用負担金	89
(4)	産業経済局の貸付金等	91
ア.	九州労働金庫貸付金	91
イ.	北九州総合労働会館貸付金	94
ウ.	助成金返還金	100
エ.	北九州市国際物流特区企業集積特別助成金返還金	103
オ.	(中央卸売市場)施設使用料及び中央卸売市場雑入(未収金)	107
(5)	建築都市局の貸付金等	115
ア.	福岡北九州高速道路公社貸付金	115
イ.	北九州高速鉄道株式会社貸付金	120
ウ.	住宅供給公社貸付金	125
エ.	住宅供給公社出資金返還金	130
オ.	住宅使用料(未収金)	138
カ.	北九州紫川開発株式会社貸付金	143
(6)	港湾空港局の貸付金等	145
ア.	港湾管理使用料等未収金	145
イ.	機能施設事業財産貸付収入等未収金	150
(7)	教育委員会の貸付金等	155
ア.	私立幼稚園振興資金貸付金	155
イ.	奨学資金貸付金	159
6.	預託金方式の貸付金等に関する監査の結果及び意見	163
(1)	環境局の貸付金等	166
ア.	環境産業融資貸付金	166
(2)	産業経済局の貸付金等	169
ア.	中小企業融資貸付金	169
イ.	開業支援資金貸付金	172

ウ.	新成長企業支援資金貸付金	175
エ.	北九州市貿易振興資金融資制度貸付金	177
オ.	企業立地促進資金融資	180
カ.	農業振興貸付金	183
(3)	建築都市局の貸付金等	186
ア.	北九州市宅地防災工事資金融資	186
第4	貸付金等に係る全庁的な観点からの意見	189
1.	貸付金等に係る徴収一元化の推進について	191
(1)	現状及び課題	191
(2)	【意見】徴収一元化の推進について	193
2.	北九州市債権回収対策本部の機能強化について	195
(1)	現状及び課題	195
(2)	【意見】本部機能の強化について	196
3.	全庁的な債権管理規則の制定について	198
(1)	現状及び課題	198
(2)	【意見】債権管理規則の制定について	198
4.	貸付金等に係る不納欠損処理と債権管理条例の制定について	200
(1)	現状及び課題	200
(2)	【意見】債権管理条例の制定について	201

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 監査テーマ

貸付金及び未収入金に係る財務事務の執行（債権管理を含む）について

(2) 監査の対象期間

原則として平成24年度とし、必要と認めた場合、平成25年度及び平成23年度以前の過年度分についても監査対象とした。

3. 特定の事件として選定した理由

地方自治体においては、将来的にも持続可能な財政基盤を確立するため、歳入の確保及び歳出の見直しが求められている。

北九州市（以下「市」という。）においても、平成20年12月に策定した「北九州市経営プラン」において、市政運営の基本戦略を「持続可能で安定的な財政の確立」及び「多様な行政需要に対応しうる行政体制の確立」と定め、様々な取組を行っている。

債権の回収に関しても、債権の回収目標を掲げた「北九州市債権回収基本計画」を策定し、副市長を本部長とする「北九州市債権回収対策本部」を設置するなどの取組が行われている。

また、貸付金及び未収金等の債権（以下「貸付金等」という。）を適切に管理することは、歳入の確保の面からだけでなく、行政運営の効率性、市民負担の公平性及び公正性を担保するという点からも重要である。

さらに、市が貸付金制度を創設し運用するに当たっては、市及び貸付先を取り巻く環境の変化を踏まえ、民間金融機関、国及び県等との連携又は調整、補助金等の手法による政策目的の達成可能性等についても常に考慮する必要がある。

このようなことから、貸付金及び未収金に係る財務事務の執行に関して、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。

4. 監査の対象

No	対象とした貸付金等の所管部署	対象とした貸付金等の件数及び金額
1	財政局	2件 22百万円
2	保健福祉局	16件 1,636百万円
3	子ども家庭局	18件 4,019百万円
4	環境局	2件 34百万円
5	産業経済局	13件 58,835百万円
6	建築都市局	12件 32,834百万円
7	港湾空港局	3件 244百万円
8	教育委員会	6件 4,718百万円
	合計	72件 102,346百万円

(注) 1. 詳細の内訳は「第3 監査の結果 1. 監査対象の選定」に記載している。

2. 本報告書において、金額の単位未満は切り捨てているため、合計が一致しない場合がある。

5. 監査の方法

(1) 監査要点

詳細は「第3 監査の結果 2. 監査の視点」に記載している。

① 合規性

貸付金等に関する財務事務が法令等に則り適正に行われているか。

② 必要性

現在の市を取り巻く環境を踏まえ、貸付金等の内容が市民等のニーズに合致しているか。

③ 経済性、効率性及び有効性

市の全体最適の視点から、貸付金等が有効な手段及び内容となっているか。また、事務の執行は効率的に実施されているか。さらに、費用対効果を踏まえた検討が行われているか。

④ その他

過去に実施された行政監査等の結果に係る措置等が周知徹底されているか。

(2) 実施した監査手続

① 市の各部署が貸付、回収及び債権管理をしている貸付金等の概要を把握するために、所管部署の担当者への質問及び関連する文書の査閲を行った。

② 貸付金等の貸付、回収及び債権管理に関する事務手続等について、所管部署の担当者への質問及び関連する文書等の査閲を行い、市の条例・規則・規程・要綱等への準拠性をはじめ、各監査要点について検討した。

6. 監査の実施期間

平成25年6月20日から平成26年2月13日まで

なお、所管部署又は外郭団体等における文書の査閲及び質問は、次のとおり実施している。

【文書査閲及び質問の実施状況】(所管部署)

実施期日 (平成25年)	対象局	対象部	対象課室
7月1日	保健福祉局	総務部	総務課
7月4日	八幡東区役所	—	コミュニティ支援課
8月5日から 6日	産業経済局	地域産業振興部 企業立地支援部 観光部 —	商業振興課 企業立地支援課 観光・コンベンション課 中央卸売市場(特別会計)
8月7日から 9日	建築都市局	計画部 整備部 住宅部	都市交通政策課 区画整理課 再開発課 住宅計画課 住宅管理課
8月26日から 28日	子ども家庭局	子ども家庭部 —	子育て支援課 保育課 子ども総合センター
8月29日から 30日	教育委員会	総務部 学務部	企画課 学事課
	環境局	— 循環社会推進部	環境未来都市推進室 業務課
9月24日から 25日	小倉南区役所	—	保健福祉課 コミュニティ支援課
9月26日	小倉北区役所	—	保健福祉課
10月7日から 10日	保健福祉局	地域支援部 障害福祉部 保健医療部 人権推進センター	いのちをつなぐネットワーク推進課 保護課 障害福祉課 生活衛生課 人権文化推進課

実施期日 (平成 25 年)	対象局	対象部	対象課室
10月10日から 11日	建築都市局	総務部 指導部 住宅部	総務課 宅地指導課 住宅計画課 住まい向上支援課
10月28日から 29日	港湾空港局	港営部 —	立地促進課 空港企画室
10月28日から 30日	港湾空港局	港営部	港営課 港湾事務所
10月30日から 11月1日	産業経済局	総務政策部 地域産業振興部 企業立地支援部 農林水産部	雇用政策課 中小企業振興課 国際ビジネス振興課 企業立地支援課 農林課
11月8日	財政局	財政部 税務部	財政課 財政活用推進課 税制課
11月20日から 21日	財政局	東部市税事務所	納税課
11月29日	建築都市局	整備部	都心・副都心開発室

【文書査閲及び質問の実施状況】(外郭団体等)

実施期日 (平成 25 年)	外郭団体等
11月15日	北九州市住宅供給公社

7. 監査実施者

包括外部監査人	丸 林 信 幸	公認会計士
補助者	山 本 教 貴	公認会計士
同	奥 村 栄 隆	公認会計士
同	日 下 健 太	公認会計士
同	上 野 雅 成	公認会計士
同	白 石 哲 也	公認会計士

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1. 市のまちづくりに関する基本構想

平成25年2月に市制50周年を迎えた市は、これまで工業都市として日本経済の牽引的役割を果たしてきたが、公害等の克服のため早くから環境問題に取り組み、成果をあげるとともに現在も環境都市として諸策を継続している。一方で21世紀に入り、少子高齢化による人口減少、国際化に伴う経済及び人的交流の進展など、取り巻く環境は大きく変化し様々な課題に直面していることは、市においても例外ではない。

このような状況のなかで、市では、これからの新たなまちづくりの基本方針となる「北九州市基本構想」及び「北九州市基本計画」（二つをあわせて『『元気発信！北九州』プラン』という。）を平成20年12月に策定した。その中で、市はまちづくりの目標として「人と文化を育み、世界につながる、環境と技術のまち」を掲げ、それを軸として市政に取り組んでいる。

このプランでは、まちづくりの目標を実現するため、「1. 人づくり」、「2. 暮らしづくり」、「3. 産業づくり」及び「4. 都市づくり」の4つの基本方針に沿った取組を進めることとしている。

【基本方針-まちづくりの基本的な考え方】

1. 人づくり—多様な人材が輝くまちをつくる—

まちづくりは人づくりという考えに立ち、あらゆる世代の人が能力を発揮できる環境を整え、まちが育んできた豊かな知恵や文化、技術などを後世に継承していきます。

未来を担う子どもたちを安心して生み育てることができる環境づくりに取り組みます。

子どもたちの学力や体力、豊かな心を育み、一人ひとりの可能性を引き出す教育環境を整えます。あわせて、郷土を愛する人材を育成します。

文化や産業などの分野で新たな価値を創造し、発信するため、さまざまな技術や能力を持った幅広い人材が育ち、国内外から集まり、活躍できる環境づくりに取り組みます。

また、地域のさまざまな課題の解決に向けて、活躍をリードする人材を育成するとともに、NPOやボランティア、企業などの活動を支援します。

2. 暮らしづくり—質の高い暮らしができるまちをつくる—

市民一人ひとりが、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思える「暮らし」を実現します。

年齢や性別、障害の有無、国籍、社会的身分、門地などにかかわらず、すべての市民が人権を尊重される「人権文化のまちづくり」を推進します。

また、安全・安心で健康かつ快適な暮らしを実現するため、保健・医療・福祉を充実するとともに、人とのつながりや温かさを実感できる社会をめざし、地域コミュニティをより活性化します。

男女共同参画とワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進し、多彩な生き方や働き方を選択できる環境を整えていきます。

地域の歴史や伝統を大切にし、あらゆる市民が互いの文化を認め合い、対等な立場でともに生きていける「多文化共生」のまちをつくります。

3. 産業づくり－元気で人が集まるまちをつくる－

ものづくり産業のさらなる飛躍とあわせて、サービス産業などの振興を図り、「産業」のすそ野を広げていきます。

知的基盤の充実や研究開発機能の強化などにより、付加価値の高いものづくり産業を実現し、国際競争力を強めます。

また、まちづくりと連携した商業や生活関連サービスの振興、新たなビジネスの創出など、地元中小企業の活性化を総合的に支援します。

農林水産業では、商業や工業等との連携によるブランドづくりなど、新たな切り口からの振興を図ります。

まちのにぎわいを創出し、関連する産業の振興を図るとともに、多彩な産業の振興により、若者や女性、中高年齢者などの就業機会を増やします。

4. 都市づくり－便利で快適なまちをつくる－

快適な市民の暮らしや活発な産業活動、人の交流を支える「都市」をつくります。

「街なか」への居住を中長期的に促進しながら、拠点地区の都市機能を強化し、暮らしやすく、にぎわいのあるまちを創出するとともに、本市独自の環境配慮型の都市づくりを進めます。

また、公園や市民センター、生活道路などの整備、公共交通の利用を中心とした交通ネットワークづくりを進めます。

国際物流拠点の形成をめざし、交通・物流ネットワークの強化や必要性の高い都市基盤の整備に取り組むとともに、地震や台風などの災害に強い都市づくりを進めていきます。

(出所：『元気発進！北九州』プラン 概要版)

2. 市の行財政改革と貸付金等

市は、まちづくりを行うに当たっては強い財政基盤が必要であるとの認識から、平成9年8月に「北九州市行財政改革大綱」を策定し、「削るべきところは削り、強めるところは強める」という基本姿勢のもと行財政改革に取り組んできた。その後、この改革は、「北九州市新行財政改革大綱」、「北九州市経営改革大綱」へ引き継がれ、現在は「北九州市経営プラン」として継続されている。

この「北九州市経営プラン」では、市が抱える課題を解決するために、「1. 持続可能で安定的な財政の確立」及び「2. 多様な行政需要に対応しうる行政体制の構築」を市政経営の基本戦略としており、これを踏まえた下表の取組を行っている。

【北九州市経営プランの基本戦略と取組内容】

1. 持続可能で安定的な財政の確立
(1) 歳入の確保 ① 市税収入等の確保 ② 未利用資産の処分・活用 ③ 使用料・手数料の見直し ④ 国県補助金等の活用・確保 ⑤ 広告収入その他の収入の確保
(2) 歳出の見直し ① 職員数の削減と人件費総額の抑制 ② 事務事業の見直し ③ 投資的経費の抑制 ④ 一般会計と特別会計の負担区分の在り方を見直し ⑤ 外郭団体の経営改革の促進
2. 多様な行政需要に対応しうる行政体制の構築
(1) 公民パートナーシップの推進 ① 民営化・民間委託等の推進 ② 市民・NPO等との協働の推進
(2) 市民ニーズへの対応と「選択と集中」 ① 市民参画を通じた市民ニーズの把握 ② 区役所機能の見直し ③ 評価システムの活用
(3) 職員の育成と組織体制の確立 ① 職員の意識改革と育成 ② 能力主義・成績主義の徹底 ③ 簡素で効率的な業務執行体制の確立

上述の取組内容のうち、貸付金等に関する取組は次のように示されている。

1. 持続可能で安定的な財政の確立
(1) 歳入の確保
① 市税収入等の確保
(概要)
<ul style="list-style-type: none">● 「北九州市債権回収対策本部」において掲げる「北九州市債権回収基本計画」の収入増加目標額の達成に向けた取組の実施。● 「市税事務所」における、国民健康保険料、介護保険料、保育料の3債権の一部について徴収一元化を実施。市債権の効率的・効果的な回収の実施。

(出所:「北九州市経営プラン」を参考に監査人作成)

3. 予算編成と貸付金等

予算編成過程では、通常、全庁的観点から歳出を必要なものに限定するため、財政局による予算査定が行われる。

市では、重点戦略経費については財政局が所管部署と協議し、裁量的経費については財政局が一定の上限額をあらかじめ設定し、その範囲内で各所管部署が予算案を策定することにより全体的な歳出のコントロールを行っている。

一方、歳入の見積もりは、経済動向や国の制度改正等を十分に見極めつつ、過年度の実績や客観的資料等に基づき行われる。

また、貸付金等は、歳出のみが行われる補助金等と違い、歳出だけではなく歳入も伴うものである。貸付金は、貸付の実行に伴い歳出が行われたあと、回収時に歳入が生じ、未収金は、本来歳入となる予定のものが収入未済となったものである。

したがって、貸付金等については、歳出予算の査定強化により歳出の削減を行うとともに、債権管理を適切に実施し貸付金等の回収を強化することにより歳入を増加させることも、財政の面からは重要となっている。

市は予算編成の方針について、次のとおり項目ごとに留意点を定めている。

【歳入】

項目	留意点
(1) 市税	課税客体、課税標準の的確な把握など、適正な課税に留意し、的確に見積もること。
(2) 地方交付税等	国の地方財政計画等を踏まえ、的確に見積もること。
(3) 使用料、手数料その他の税外収入	受益者負担の原則を踏まえつつ、当該事業に要する経費、他の地方公共団体の動向等を参考に検証し、必要に応じて見直すこととするが、市民生活に及ぼす影響や財政上の影響等を十分考慮すること。 なお、当該使用料等の減免措置についても同様の取扱いとすること。
(4) 財産収入	公共利用の予定のない未利用地については、積極的に売却することとし、その他の未利用資産についても、貸付等の有効利用を図ること。
(5) 国県支出金	新年度予算の編成状況を見極めた上で、適切に見積もり、最大限活用できるよう工夫すること。 国庫補助負担事業において超過負担が存在する場合には、国に要望するなどその解消に努めるとともに、福岡県が単独事業として県下市町村に助成している事業のう

	<p>ち、政令市のみ助成対象外となっているものや助成率に格差があるものについても、その是正に努めること。</p> <p>なお、平成 24 年度から政令市の投資補助金に適用された「地域自主戦略交付金」については、予算編成要領のとおり見積もること。</p>
(6) 市債	<p>償還が後年度の市民負担になることに留意し、平成 25 年度の地方債計画、地方財政計画の動向等を勘案して適切に見積もること。この場合には、極力有利な資金の確保に努めること。</p> <p>なお、市債の見積りについては、財政局財政課（財源調整係）と事前に十分協議すること。</p>
(7) 広告収入その他の収入	<p>印刷物のほか、庁舎等市所有の資産において、その目的を阻害しない範囲内で広告を掲載し、その確保に努めること。また、ネーミングライツの導入に積極的に取り組むこと。</p> <p>また、外郭団体等の貸付金の繰上償還、特別会計の剰余金の活用については、当該外郭団体等または特別会計の経営状況を踏まえ、取り組むこと。</p>

(出所：「平成 25 年度予算編成方針」より抜粋)

【歳出】

(全般的留意点)

<p>「元気発進！北九州」プラン及び「緑の成長戦略で、人にやさしく元気なまちづくり！」に掲げる施策を着実に推進するとともに、経営プランの趣旨を踏まえた収支改善の取組みを着実に実行すること</p>

(項目ことの留意点)

項目	留意点
(1) 地域活性化戦略事業 (チャレンジ枠)	<p>本市の将来を見据えた創造的な試みに取り組み、本市の成長に資する施策を推進するため、「地域活性化戦略事業（チャレンジ枠）」を創設し、所要額の要求を認める。</p> <p>「地域活性化戦略事業（チャレンジ枠）」は、市内経済の活性化や地域に新たな活力を創出する様々な分野に関する内容であり、雇用の拡大や市民所得の向上、税収の増加に繋がる新規事業（行政経費）とする。</p>
(2) 重点戦略経費及び臨時等経費	<p>「元気発進！北九州」プランに掲げる 7 つの分野別施策及び「緑の成長戦略で、人にやさしく元気なまちづく</p>

	<p>り！」に掲げる5つの政策課題に係る事業など、政策性の高い事業については、費用対効果を十分検証した上で予算要求すること。</p> <p>なお、重点戦略経費及び臨時等経費における行政経費の要求にあたって、その総額は、前年度当初予算額の範囲内（一般財源ベース）とする。</p>
(3) 義務的経費	<p>人件費、公債費及び扶助費の義務的経費については、その見積りが過大にならないよう、的確に行うこと。</p> <p>なお、人件費については、組織・機構の改善、事務処理の能率化及び民間委託等の推進により、引き続き職員8,000人体制に向けて職員数の抑制に努めること。</p>
(4) 投資的経費	<p>投資的経費については、公債費抑制等の観点から、国の「平成25年度予算の概算要求組替え基準（概算要求基準）」や「市民一人当たり投資的経費の政令市平均水準」を踏まえ、事業の緊急度、投資効果、財政負担等を十分検討のうえ、建設・運営コストの削減を図り、対前年度当初予算比10%程度の削減を行う。</p> <p>また、今後、老朽化した公共施設や道路・橋りょう等のインフラの更新などに対応することが必要となるため、「北九州市行財政改革調査会」での議論の動向も踏まえ、財政負担の平準化を図りつつ計画的かつ適切な整備に取り組まなければならない。</p> <p>このため、公共施設やインフラの老朽化に伴う更新や大規模改修に重点化を図っていくこと。</p> <p>なお、子育て、教育、身近な生活道路・公園など「市民生活密着型公共事業」や環境に配慮した「グリーン公共事業」については、引き続き推進するとともに、地元企業への優先発注についても取り組むこと。</p>
(5) 行政経費	<p>行政経費のうち裁量的経費については、「局マネジメント予算（財源配分型予算編成）」を導入し、一般財源ベースで対前年度当初予算比8%程度の削減を行う。</p> <p>各局室は、配分された財源の範囲内で事業の選択と集中を図り、自主的・主体的に予算編成を行うこと。</p>

(出所：「平成25年度予算編成方針」より抜粋)

4. 市の貸付金等の範囲と関連規則等

(1) 市の貸付金等の範囲

本報告書において貸付金等は、便宜上、次のように分類している。

【貸付金及び類似する債権】

区分	分類	説明
「財産に関する調書」に記載される債権	貸付金債権	個人又は法人等に対して、市が一定の条件で貸付を行ったもののうち、年度末までに償還期限が未到来の債権。
	履行延期債権	履行延期の特約又は処分により、履行期限が延長された債権。(※1)
	その他の債権	上記以外の期限未到来の債権
「財産に関する調書」に記載されない債権 (年度内償還貸付金)	預託金方式	制度融資を行う際、市が年度初めに金融機関に預託し、年度末に一旦全額償還され、再度、翌年度初めに預託を行うもので、これが毎年度繰り返されるもの。 年度末に一旦全額償還されるため、「財産に関する調書」には記載されない。
	預託金方式以外	年度初めに相手先に貸付け、年度末に一旦全額償還され、再度、翌年度初めに貸付を行うもので、これが毎年度繰り返されるもの。 年度末に一旦全額償還されるため、「財産に関する調書」には記載されない。

【未収金】

区分	分類	説明
収入未済額 (歳入歳出の決算上、歳入として調定された徴収金等のうち、その年度の納付閉鎖期日までに納入されなかったもの)	財産調書に記載される貸付金等の償還による収入に関するもの	年度末までに償還期限が到来し、すでに調定されたものの、年度末において収入未済となっている債権。(※2)
	上記以外の収入等に関するもの	使用料、負担金等に係る収入について、その年度の収入として、すでに調定されたものの、年度末において収入未済となっている債権。

※1：地方自治法施行令第171条の6において、普通地方公共団体の長は、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるときなど、一定の事由に該当する場合においては、債権の履行期限を延長する特約又は処分をすることができる旨が規定されている。

※2：「財産に関する調書」に記載される債権は、償還期限が未到来のもののみであり、貸付金であっても、年度末までに償還期限が到来し、すでに調定（予定される収入金額を決定する行為）されたものの、年度末において収入未済となった額については、「財産に関する調書」に記載される債権には含まれず、未収金（収入未済額）として取り扱うこととなる。

本報告書では、特に断りのない限り、上表の債権を総称して「貸付金等」という。

（2）貸付金等の貸付、回収及び債権回収に関する規則

市には貸付金等を網羅的に把握する部署はなく、各所管部署がそれぞれの貸付金等を把握、管理している。

また、各部署が共通して拠るべき、貸付金等に関する基本的な取扱いを定めた規則は制定されていない。

地方自治法、同施行令及び北九州市会計規則における貸付金等に関連する条項に基づき、各所管部署によって精粗はあるが、貸付から回収、債権管理の事務取扱等を定めた要綱等を作成している場合とそうでない場合がある。より詳細な事務手続を定めたマニュアル類の有無についても、同様である。

地方自治法、同施行令及び北九州市会計規則の関連条項は、次のとおりである。

【地方自治法】

関連条項	規定されている内容
第240条 債権	この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。 4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。(以下略)

【地方自治法施行令】

関連条項	規定されている内容
第171条 督促	普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

第171条の2 強制執行等	<p>普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第二百三十一条の三第一項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第七十一条の五の措置をとる場合又は第七十一条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。</p> <p>二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。</p> <p>三 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。</p>
第171条の3 履行期限の 繰上げ	<p>普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第七十一条の六第一項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。</p>
第171条の4 債権の申出 等	<p>普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続きをとる等必要な措置をとらなければならない。</p>
第171条の5 徴収停止	<p>普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。</p> <p>一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。</p> <p>二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。</p> <p>三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。</p>
第171条の6 履行延期の 特約等	<p>普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。</p> <p>一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。</p>

	<p>二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。</p> <p>三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。</p> <p>五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従つて第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。</p>
<p>第 171 条の 7 免除</p>	<p>普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。</p> <p>2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。</p> <p>3 前二項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。</p>

【北九州市会計規則】

関連条項	規定されている内容
<p>第 98 条 債権の記録 管理</p>	<p>局区長は、その所管に属する法第 240 条に定める債権について必要な管理を行い、決算年度の歳入に係る債権以外の債権について毎年 5 月末日までに前年度における債権増減現在高調査表を作成し、会計管理者に提出しなければならない。この場合において、債権増減現在高調査表は、別表第 6 に定めるところにより債権の種類別に作成するものとする。</p> <p>2 会計管理者は、前項の規定により提出された債権増減現在高報告書に基づき債権に係る財産に関する調書を調製しなければならない。</p>

(3) 公債権と私債権

前述のとおり、債権とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利であり、地方自治法第 240 条第 1 項に規定されている。

債権は、大きく公債権と私債権に分類される。

公債権とは、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定される債権であり、一般的には公法上の原因（賦課など処分）に基づいて発生する債権をいう。

公債権は、さらに租税債権及び地方税の滞納処分の例により強制徴収できる「強制徴収公債権」と、地方税の滞納処分の例によることができず、民事執行法による強制執行が必要な「非強制徴収公債権」に分類される。

一方、私債権とは、私法上の原因（契約など）に基づいて発生する債権をいう。私債権は、公債権とは異なり、時効による債権の消滅には、民法等の規定による 1～10 年の時効期間の経過と、債務者による時効の援用が必要となる。また、強制徴収公債権とは異なり、地方税の滞納処分の例によることができず、民事執行法による強制執行が必要となる。

債権の分類における法的効果の違いは次のとおりである。

【自治体債権の分類による法的効果の違い】

	発生	督促	催告	回収	消滅
強制徴収 公債権	・公法上の原因 (賦課処分等)	・不服申立て可 ・時効の中断の効果	・随時可 (時効の中断に	・滞納処分	・時効期間の経過により消滅
非強制徴収 公債権	・不服申立て可	・督促手数料等徴収可	は別途手続が必要)	・訴えの提起 等訴訟手続 による回収	
私債権	・私法上の原因 (契約等) ・不服申立て不可	・不服申立て不可 ・時効の中断の効果 ・督促手数料等徴収不可			・時効の援用、 債務免除、債権 放棄により消滅

(注) 1. 滞納処分とは、地方税法の規定による強制徴収を行うことである。

2. 時効の援用とは、時効によって利益を受ける者が時効の利益を受けようとする単独行為である。

(出所：財団法人東京市町村自治調査会「自治体の債権管理に関する調査研究報告書」)

5. 市の決算及び貸付金等の状況

(1) 市の決算状況

次の表は市における一般会計及び特別会計の決算状況である。5カ年の傾向としては、歳入面では、景気の悪化により「市税」が減少傾向にある中で、社会保障関連の財源措置が増加していることから「国庫支出金」や「県支出金」が増加傾向にある。また、国の地方交付税の交付財源不足の関係から、市は「地方交付税」の不足を補う財源として臨時財政対策債の発行を行っているため、「市債」が増加傾向にある。

一方、歳出面では、義務的経費のうち「人件費」については経営改善の取組による職員数の減少や退職手当の減少などにより、減少している一方、「扶助費」については子ども手当や生活保護費などの増加により、増加傾向にある。

このような増減がみられるが、全体としては、市は「北九州市経営プラン」を着実に実行しており、次表の【一般会計の収支状況】にあるように「単年度収支」は平成22年度から黒字化した。しかし、平成24年度については、市税の減少や扶助費の増加等の影響で赤字となっている。

【歳入の状況】

(単位：百万円)

款	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
市税	167,490	160,893	157,588	159,792	155,521
地方譲与税等	24,646	23,939	23,498	22,983	22,600
地方交付税	59,590	59,959	59,056	59,904	59,044
分担金及び負担金	5,627	5,851	5,659	5,809	5,727
使用料及び手数料	16,075	15,432	15,259	15,042	15,302
国庫支出金	63,425	96,371	84,346	85,909	85,918
県支出金	13,757	15,937	18,286	19,900	19,331
財産収入	4,032	4,554	3,155	4,557	3,499
寄附金	604	656	551	397	524
繰入金	16,154	14,381	7,444	4,197	7,263
繰越金	3,798	4,640	3,692	4,791	4,396
諸収入	73,709	74,322	87,437	76,398	78,121
(うち貸付金元利収入※1)	(61,131)	(62,730)	(75,561)	(64,519)	(66,268)
市債	47,719	56,401	67,499	63,314	69,576
一般会計 歳入計	496,632	533,344	533,477	522,999	526,826
特別会計 歳入計※2	543,487	531,527	481,164	476,861	511,398
(うち貸付金元利収入※1)	(688)	(647)	(594)	(569)	(532)
合計	1,040,120	1,064,872	1,014,641	999,860	1,038,225

(出所：「市ホームページ」を参考に監査人作成（以下同じ）)

※1：貸付金元利収入には、金利に係る収入も含まれている。

※2：平成24年度の特別会計の主なものは、国民健康保険特別会計119,021百万円、競輪・競艇特別会計99,604百万円、公債償還特別会計169,250百万円、介護保険特別会計78,963百万円である。

【歳出の状況】

(単位：百万円)

区分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
義務的経費	228,874	238,103	252,138	251,343	252,898
(うち人件費)	(71,518)	(71,317)	(71,238)	(69,744)	(68,714)
(扶助費)	(86,000)	(93,190)	(111,817)	(116,790)	(118,056)
(公債費)	(71,356)	(73,595)	(69,083)	(64,808)	(66,127)
投資的経費	71,882	73,753	72,785	70,265	70,298
その他の経費	191,233	217,794	203,762	196,993	200,587
(うち貸付金支出)	(57,084)	(60,787)	(71,203)	(61,936)	(64,964)
(繰出金)	(35,807)	(35,311)	(36,189)	(39,693)	(42,279)
(物件費)	(49,600)	(51,255)	(50,407)	(51,422)	(51,762)
(補助費等)	(32,023)	(47,812)	(31,229)	(30,683)	(29,390)
一般会計 歳出計	491,991	529,651	528,686	518,602	523,785
特別会計 歳出計※	519,193	515,181	472,696	468,319	499,942
(うち貸付金支出)	(445)	(471)	(443)	(372)	(306)
合計	1,011,184	1,044,832	1,001,383	986,921	1,023,727

※：平成24年度の特別会計の主なものは、国民健康保険特別会計118,154百万円、競輪・競艇特別会計98,744百万円、公債償還特別会計169,250百万円、介護保険特別会計77,240百万円である。

【一般会計の収支状況】

(単位：百万円)

区分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
形式収支※1	4,640	3,692	4,791	4,396	3,041
翌年度繰越財源	3,559	2,622	3,223	2,609	1,734
実質収支※2	1,081	1,070	1,567	1,787	1,307
単年度収支※3	△4	△11	497	219	△480

※1：歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額。

※2：形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額。

※3：当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

(2) 市の貸付金等の状況

次の表は、市の貸付金等の残高を項目別に集計したものである。

貸付金は減少傾向にある。また、一般会計における収入未済額(未収金)が、平成23年度から平成24年度にかけて34億円減少している。これは、平成24年度において、市街地再開発事業にかかる貸付金収入の収入未済額約54億円を不納欠損処理したことが主な要因である。

また、前項「歳出の状況」の貸付金支出(フロー)に対して貸付金等の残高(ストック)が小さいのは、年度内償還貸付金(預託金方式及び預託金方式以外)のように、貸付金支出を行った年度末までに全額償還され、残高が残らない貸付金があることが要因である。

なお、平成24年度の貸付金支出652億円(一般会計649億円、特別会計3億円)のうち、「財産に関する調書」に記載される債権に係る支出が約31億円、年度内償還貸付金(預託金方式)に係る支出が約584億円、年度内償還貸付金(預託金方式以外)に係る支出が約37億円である。

【貸付金等の状況】

(単位：百万円)

区 分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
貸付金債権	49,685	46,781	43,280	39,545	36,955
延納金債権	47	2	0	—	—
履行延期債権	399	423	554	686	817
その他の債権	290	257	226	234	280
小計①	50,422	47,463	44,061	40,466	38,053
収入未済額(一般会計)	10,509	10,801	10,878	10,545	7,059
収入未済額(特別会計)	6,866	7,114	7,255	7,118	7,370
小計②	17,375	17,915	18,134	17,664	14,430
合計(①+②)	67,798	65,379	62,195	58,131	52,483

また、平成24年度末における収入未済額(未収金)の内訳は、次のとおりである。

(単位：百万円)

項 目	金 額	項 目	金 額
市税	5,215	国民健康保険特別会計	5,411
分担金及び負担金	236	母子寡婦福祉資金特別会計	637
使用料及び手数料	377	介護保険特別会計	573
諸収入	1,206	その他	747
その他	23	—	—
一般会計 計	7,059	特別会計 計	7,370

第3 監査の結果

1. 監査対象の選定

市の平成24年度「財産に関する調書」の「3. 債権」には、「貸付金債権」、「履行延期債権」及び「その他の債権」が記載されている。貸付金はこのほか、年度初め貸付、年度末全額償還を毎年度繰り返し年度末に残高が残らない「年度内償還貸付金」があるが、ここでは、その実質から年度の貸付額（歳出）を残高とみなしている。

未収金については、市の平成24年度「歳入歳出決算事項別明細書」の歳入の部に「収入未済額」として款項目節の「節」の単位で内訳が記載されている。

これらの貸付金等について、平成24年度を対象に次のように選定した。

①「貸付金」は、子ども家庭局等が所管する市民個人を対象とした貸付金、建築都市局等が所管する特定の外郭団体等に対する貸付金、産業経済局が所管する中小企業融資制度貸付金等であり、件数は多くはないため、全件を監査対象として選定した。

「履行延期債権」は、法令に基づき貸付金等の原債権の履行期限を延長したものであり、原債権と関連していることから、同様に全件を対象とした。

「その他の債権」は、敷金・保証金以外は助成金返還金等の例外的なものであることから、敷金・保証金以外の全件を対象とした。

②「未収金」については、平成22年度に「市税の賦課・徴収事務について」として包括外部監査の対象となった市税、及び市税事務所で徴収一元化の対象であり市税の徴収と類似している国民健康保険、介護保険等は今回の監査対象外とした。そのうえで、多くの項目があるため、金額を基準として10百万円以上のものを監査対象とし、加えて、10百万円未満であるが、貸付金の償還に係る収入未済額は貸付金に付随するものとして該当する未収金の全件を対象とし、また、土地・建物貸付収入未収金は他の未収金とは性質が異なるので対象として選定した。

上記の選定結果をまとめると、次のとおりである。

(単位：件数、千円)

区 分	平成24年度末残高		平成24年度貸付額		選定基準 又は 合計
貸付金	12	36,955,933	18	62,224,019	全件
履行延期債権	12	817,647	-	-	全件
その他の債権	4	224,881	-	-	敷金保証金除く全件
未収金	26	2,123,606	-	-	10百万円以上等
計	54	40,122,067	18	62,224,019	72 102,346,084

(注) 1. 平成24年度貸付額は「年度内償還貸付金」の年度初めの貸付額(歳出)である。

2. 市全体の収入未済額から監査対象外の市税等を除いた額は30億6百万円である。

選定した貸付金等の個別一覧は、次表のとおりである。

- ① 「債権種類」の「貸付」「履行」「他」は、それぞれ貸付金、履行延期債権、その他の債権を、「未収」は未収金を示している。
- ② 「平成 24 年度の金額」欄の「調書残高」は上記①の 3 つの債権残高であり、「貸付額」は残高のない年度内償還貸付金の貸付額（歳出額）である。
- ③ 「指摘又は意見」欄の「指」は監査の結果(指摘)を示し、「意」は意見のある貸付金等を示している。

【選定貸付金等の一覧】（預託金方式の年度内償還貸付金は別掲している。）（単位：千円）

局	部 貸付金等名称	債権 種類	平成 24 年度の金額			指摘 又は 意見
			調書残高	貸付額	未収金残高	
財政局	財務部					
	総務管理費雑入未収金	未収	—	—	13,251	
	土地貸付収入未収金	未収	—	—	8,894	意
保健福祉局	総務部					
	災害援護資金貸付金	貸付	2,496	—	4,140	意
		履行	670			
	地域支援部					
	社会福祉協議会運営貸付金	貸付	—	186,419	—	意
	社会福祉施設設備資金貸付金	貸付	—	264,005	—	意
	福祉金庫貸付金	履行	8,238	13,018	—	意
	生活改善等資金貸付金	履行	24,346	18,177	—	意
	社会福祉協議会貸付金	履行	7,094	—	2,433	意
	生活保護費返還金	履行	730,921	—	332,677	意
	障害福祉部					
	重度障害者医療費返還金	履行	660	—	—	
	保健医療部					
	油症患者生活資金貸付金	履行	680	—	—	
	人権推進センター					
	若年者技能習得資金貸付金	貸付	32,216	—	8,904	意
子ども家庭局	子ども家庭部					
	母子福祉貸付金	貸付	3,054,552	—	615,734	意
	寡婦福祉貸付金	貸付	141,891	—	22,183	意
	児童手当返還金	履行	879	—	4,122	
	子ども手当返還金	履行	163	—	2,379	

局	部 貸付金等名称	債権 種類	平成 24 年度の金額			指摘 又は 意見
			調書残高	貸付額	未収金残高	
子ども家庭局	児童扶養手当返還金	履行	43,312	—	42,668	意
	乳幼児医療費返納金	履行	217	—	36	
	ひとり親家庭等医療費返納金	履行	467	—	476	
	公立保育所負担金未収金	未収	—	—	26,546	
	民間保育所負担金未収金	未収	—	—	36,135	
	児童養護施設等負担金未収金	未収	—	—	26,758	意
環境局	循環社会推進部					
	環境手数料未収金	未収	—	—	20,429	
産業経済局	総務政策部					
	北九州シルバー人材センター貸付金	貸付	—	30,000	—	
	九州労働金庫貸付金	貸付	—	300,000	—	意
	北九州総合労働会館貸付金	貸付	—	80,000	—	意
	地域産業振興部					
	助成金返還金	他	23,208	—	—	意
	国際物流特区特別助成金返還金	他	122,970	—	—	意
	観光部					
	帆柱ケーブル株式会社貸付金	貸付	88,124	—	—	
	中央卸売市場					
	施設使用料及び中央卸売市場雑入	未収	—	—	38,998	指・意
建築都市局	総務部					
	平松開発事務所における損害賠償金	未収	—	—	53,017	
	計画部					
	福岡北九州高速道路公社貸付金	貸付	26,395,257	—	—	意
	北九州高速鉄道株式会社貸付金	貸付	1,300,000	—	—	意
	整備部					
	北九州紫川開発株式会社貸付金	貸付	1,395,000	—	—	意
	土地区画整理事業清算徴収金	未収	—	—	12,997	
	住宅部					
	住宅供給公社貸付金	貸付	—	2,865,828	—	意
	住宅供給公社出資金返還金	他	78,592	—	—	意
住宅新築資金等貸付金	貸付	133,456	—	—		
優良賃貸住宅建設事業補助金返還金	未収	—	—	27,000		
住宅使用料	未収	—	—	291,895	意	

局	部 貸付金等名称	債権 種類	平成 24 年度の金額			指摘 又は 意見
			調書残高	貸付額	未収金残高	
港 湾 空 港 局	港営部					
	港湾管理使用料等未収金	未収	—	—	26,361	意
	港湾事務所					
	機能施設事業財産貸付収入等未収金	未収	—	—	88,720	意
教 育 委 員 会	空港企画室					
	地域総合整備資金貸付金	貸付	129,668	—	—	
	総務部					
	私立幼稚園振興資金貸付金	貸付	—	18,400	—	意
合 計	学務部					
	奨学資金貸付金	貸付	3,365,325	—	104,159	意
	地域改善対策奨学資金貸付金	貸付	917,946	—	312,689	
	私用光熱水費	他	110	—	—	
合 計	貸付金		36,955,933	3,775,847	—	
	履行延期債権		817,647	—	—	
	その他の債権		224,881	—	—	
	合計		37,998,461	3,775,847	2,123,606	

【選定貸付金一覧（年度内償還貸付金 - 預託金方式）】

（単位：千円）

局	部 貸付金等名称	H24年度の 貸付額	指摘 又は 意見
環境局	環境未来都市推進室		
	環境局環境産業融資貸付金	13,949	意
産業経済局	地域産業振興部		
	中小企業融資貸付金	55,591,100	意
	開業支援資金貸付金	48,500	意
	新成長企業支援資金貸付金	6,800	意
	地域産業振興部		
	北九州市貿易振興資金融資制度貸付金	7,860	意
	企業立地支援部		
企業立地推進資金融資	2,498,163	意	
農林水産部			
	農業振興貸付金	—	意
建築都市局	指導部		
	北九州市宅地防災工事資金融資	—	意
	住宅部		
	住宅建設資金貸付金	281,800	
	合 計	58,448,172	

※上表の「貸付金等名称」のうち次のものは、名称を簡略化している。

- ・保健福祉局・障害福祉部
 - 「重度障害者医療給付高額療養費返納金」→「重度障害者医療費返納金」
- ・保健福祉局・人権推進センター
 - 「若年者専修学校等技能習得資金貸付金」→「若年者技能習得資金貸付金」
- ・子ども家庭局・子ども家庭部
 - 「乳幼児医療給付費高額療養費返納金」→「乳幼児医療費返納金」
 - 「ひとり親家庭等医療給付費高額医療費返納金」→「ひとり親家庭等医療費返納金」
 - 「公立保育所措置費用負担金未収金」→「公立保育所負担金未収金」
 - 「民間保育所措置費用負担金未収金」→「民間保育所負担金未収金」
 - 「児童養護施設等措置費用負担金未収金」→「児童養護施設等負担金未収金」
- ・産業経済局・地域産業振興部
 - 「北九州国際物流特区企業集積特別助成金返還金」→「国際物流特区特別助成金返還金」
- ・建築都市局・住宅部
 - 「地域優良賃貸住宅建設事業補助金の返還金」→「優良賃貸住宅建設事業補助金返還金」

2. 監査の視点

貸付金等の監査を行うに当たっては、次のとおり監査要点を定め監査を行った。

(1) 【合規性】 貸付金等に関する財務事務が法令等に則り適正に行われているか。

- 財務事務を行う根拠となる規則、要綱等（以下「根拠規則等」という。）が整備されているか。
- 根拠規則等が現在の市を取り巻く環境に応じたものとなっているか。
- 法令及び根拠規則等に沿った貸付、回収、債権管理（滞納整理）の手続がなされているか。
- 貸付等の当初及び更新時に貸付条件等に関する検討が十分になされているか。
- 貸付金等が適切に会計処理され、かつ、適切に開示されているか。
- 不納欠損処理が適切になされているか。

(2) 【必要性】 現在の市を取り巻く環境を踏まえ、貸付金等の内容が市民等のニーズに合致しているか。

- 貸付金等制度を新設する場合、必要性が適切に検討されているか。
- 貸付金等の各制度を継続する必要性が十分に検討されているか。
- 貸付金等に係る予算は適切に設定されているか。

(3) 【経済性、効率性及び有効性】 市の全体最適の視点から、有効な手段及び内容となっているか。また、事務の執行は効率的に実施されているか。さらに、費用対効果を踏まえた検討が行われているか。

- 貸付金等の制度が市全体の政策等の観点から有効なものとなっているか。
- 貸付金等に関する有効性や達成度を適切に把握、評価されているか。
- 市の全体最適の視点から、情報の共有、活用、対処がなされているか。
- 貸付金等の回収、債権管理に効果的な体制となっているか。
- 貸付先等の経営状況等を把握し、適切にモニタリングされているか。
- 貸付金等に関する事務は経済的、効率的、有効的になされているか。

(4) 【その他】 過去に実施された行政監査、財政援助団体等監査、出資団体監査、定期監査及び包括外部監査等の結果に係る措置等が周知徹底されているか。

- 過去の発見事項と同様の不備事項がないか。

3. 監査手続の流れ

監査の実施に当たっては、次の手順で監査を行った。

- ① 監査対象とした貸付金等に関する概要を把握するため、貸付金等の各所管部署に対して概要を整理した資料を事前に作成依頼して入手した。
- ② 貸付金等に関する規則、要綱等（以下「根拠規則等」という。）を閲覧した。
- ③ 貸付金等の申請から貸付、回収に至る一連の手続が根拠規則等に準拠しているか検討するため、関連する書類を閲覧した。なお、外郭団体等に対して貸付金等の債権を有する場合には、必要に応じて外郭団体等を訪問し、外郭団体等に貸付された貸付金等を適切に使用し報告しているか検討するため、貸付対象の事業内容やその実績に関する書類を閲覧した。
- ④ 貸付金等の概要を把握し、「2. 監査の視点」の監査要点について検討するため、所管部署の担当者に質問した。

4. 監査の結果（指摘）及び意見の概要

「2. 監査の視点」に基づいて実施した監査結果及び意見の概要は次のとおりである。なお、詳細については、次の「5. 各貸付金等の監査の結果及び意見」及び「6. 預託金方式の貸付金等に関する監査の結果及び意見」で述べる。

また、貸付金等に係る全庁的な課題に対する意見を「第4 貸付金等に係る全庁的な観点からの意見」において、4項目述べる。

なお、「監査の結果」は、主として合規性の観点からの指摘事項であり、「監査の意見」は、指摘事項には該当しないが、必要性並びに経済性、効率性及び有効性（以下「有効性等」という。）の観点から、監査人が必要と認めて述べる見解である。

(1) 監査要点ごとの監査の結果（指摘）及び意見の件数

監査要点ごとの監査の結果（指摘）及び意見の件数は次のとおりである。

【「各貸付金等の監査の結果（指摘）及び意見」の件数】

対象局	合規性	必要性	有効性等	その他	合計
財政局	1				— 意見 1 件
保健福祉局	15	3	4		— 意見 22 件
子ども家庭局	6		2		— 意見 8 件
産業経済局	4	2	2	1	指摘 1 件 意見 8 件
建築都市局	5		5		— 意見 10 件
港湾空港局	4		1		— 意見 5 件
教育委員会	3	2	1		— 意見 6 件
合 計	— 意見 38 件	— 意見 7 件	— 意見 15 件	指摘 1 件 —	指摘 1 件 意見 60 件

【「預託金方式の貸付金等に関する監査の結果及び意見」の件数】

対象局	合規性	必要性	有効性等	その他	合計
環境局		1			— 意見 1 件
産業経済局		6			— 意見 6 件
建築都市局		1			— 意見 1 件
合 計	— —	— 意見 8 件	— —	— —	— 意見 8 件

「第 4 貸付金等に係る全庁的な観点からの意見」における意見数 …… 意見 4 件
(全庁・意見 - 1 から全庁・意見 - 4)

合計	指摘 1 件
	意見 72 件

(2) 監査の結果（指摘）及び意見の項目と対象貸付金等

監査の結果（指摘）及び意見の項目と対象貸付金等は次の表のとおりである。

【「各貸付金等の監査の結果（指摘）及び意見」の項目】

対象局（頁）	監査の結果（指摘）及び意見の項目		本文中の見出し
財政局(35)	(意見)	不納欠損処理について(合规性)	ア①
保健福祉局 (38)	(意見)	免除について(合规性)	ア①
		要綱等の作成・整備について(合规性)	イ①、エ①、オ①
		貸付金残高の開示の必要性について(合规性)	イ②、ウ②、エ②、オ②
		出納整理期間を利用していた入出金について(合规性)	イ③、エ③、オ③
		無利息貸付について(合规性)	イ④
		貸付対象の審査状況について(合规性)	ウ①
		不納欠損処理について(合规性)	ク②
		滞納整理の記録について(合规性)	ク③
		本貸付金の廃止を含めた見直しについて(必要性)	イ⑤、ウ③、エ④
		市社協を経由する本貸付金の見直しについて(有効性等)	オ④
		貸付契約及び貸付事業実施方法の見直しについて(有効性等)	カ①
		福祉事務所における人員体制の強化について(有効性等)	キ①
他部署との連携について(有効性等)	ク①		
子ども家庭局 (77)	(意見)	分納申請書の保証人の記載について(合规性)	ア③
		不納欠損処理について(合规性)	ア④
		本庁と区役所の債権管理に係る業務及び責任の明確化について(合规性)	ア⑤
		不正受給者に対する強制徴収について(合规性)	イ①
		要綱等の作成・整備について(合规性)	ウ①
		滞納整理の記録について(合规性)	ウ②
		滞納者の回収可能性の評価について(有効性等)	ア①
		保証人への通知について(有効性等)	ア②

対象局（頁）	監査の結果（指摘）及び意見の項目		本文中の見出し
産業経済局 (91)	(指摘)	延滞金の賦課について（その他）	オ①指
	(意見)	貸付金の使用用途等の確認について(合規性)	イ①
		無利息貸付について(合規性)	イ②
		要綱等の作成・整備について(合規性)	オ①
		使用許可を出す際の使用指定条件について(合規性)	オ②
		本貸付金の廃止を含めた見直しについて(必要性)	ア①、イ③
		相手先の経営状況等の評価と継続的なモニタリングについて(有効性等)	ウ①
		債権の将来の回収可能性の評価とモニタリングについて(有効性等)	エ①
建築都市局 (115)	(意見)	貸付条件の変更に係る妥当性の検討と事跡について(合規性)	ウ①
		貸付金残高の開示の必要性について(合規性)	ウ②
		出資金と貸付金の区別について(合規性)	エ①
		利息の契約形態について(合規性)	エ②
		経緯等の事跡の保管について(合規性)	エ③
		経営計画の適時な検証と市の積極的な関与の必要性について(有効性等)	ア①、イ①
		未収金の分類について(有効性等)	オ①
		経営計画の進捗状況確認について(有効性等)	カ①
		出資団地の今後の方針の早期決定について(有効性等)	エ④
港湾空港局 (145)	(意見)	要綱等の改訂について(合規性)	ア①
		要綱等の作成・整備について(合規性)	イ①
		多額な滞納先にみられる滞納整理の対応の改善について(合規性)	イ②
		不納欠損処理について(合規性)	イ③
		滞納の専門部署の活用について(有効性等)	ア②
教育委員会 (155)	(意見)	貸付金残高の開示の必要性について(合規性)	ア①
		出納整理期間を利用して入出金について(合規性)	ア②
		不納欠損処理について(合規性)	イ①

対象局（頁）	監査の結果（指摘）及び意見の項目		本文中の見出し
		予算の執行率と予算枠の見直しについて(必要性)	ア④
		本貸付金の廃止を含めた見直しについて(必要性)	ア⑤
		貸付先の回収可能性の検討について(有効性等)	ア③

【「預託金方式の貸付金等に関する監査の結果（指摘）及び意見」の項目】

対象局（頁）	監査の結果（指摘）及び意見の項目		本文中の見出し
環境局(166)	(意見)	予算執行率と予算枠の見直しについて(必要性)	ア①
産業経済局 (169)	(意見)	予算執行率と予算枠の見直しについて(必要性)	ア①、イ①、 ウ①、エ①、 オ①
		制度の見直しの必要性について(必要性)	カ①
建築都市局 (186)	(意見)	制度の見直しの必要性について(必要性)	ア①

これらの監査の結果(指摘)及び意見の項目を監査の視点別に整理したものが次の表である。

なお、表中の「対象貸付金等」の対象局等は、次の略称を用いている。

対象局等の名称	略称
各貸付金等の監査の結果及び意見	
財政局	財 政
保健福祉局	保 健
子ども家庭局	子 ども
環境局	環 境
産業経済局	産 業
建築都市局	建 築
港湾空港局	港 湾
教育委員会	教 育

【監査の視点別監査の結果（指摘）及び意見の項目】

監査の 視点	監査の結果（指摘）及び意見の項目	対象貸付金等(頁)
<p>合規性</p>	<p>規則、要綱等の整備等に関するもの</p> <p>(意見)要綱等の作成・整備について</p>	<p>保 健-イ①(42) エ①(53) オ①(59) 子ども-ウ①(90) 産 業-オ①(112) 港 湾-イ①(152)</p>
	<p>(意見)要綱等の改訂について</p>	<p>港 湾-ア①(147)</p>
<p>合規性</p>	<p>規則、要綱等の適用等に関するもの</p> <p>(意見)不納欠損処理について</p>	<p>財 政-ア①(36) 保 健-ク②(75) 子ども-ア④(84) 港 湾-イ③(154) 教 育-イ①(162)</p>
	<p>(意見)免除について</p>	<p>保 健-ア①(40)</p>
	<p>(意見)貸付金残高の開示の必要性について</p>	<p>保 健-イ②(43) ウ②(48) エ②(54) オ②(59) 建 築-ウ②(128) 教 育-ア①(156)</p>
	<p>(意見)出納整理期間を利用していた入出金について</p>	<p>保 健-イ③(44) エ③(54) オ③(60) 教 育-ア②(157)</p>
	<p>(意見)無利息貸付について</p>	<p>保 健-イ④(44) 産 業-イ②(98)</p>
	<p>(意見)滞納整理の記録について</p>	<p>保 健-ク③(76) 子ども-ウ②(90)</p>
	<p>(意見)分納申請書の保証人の記載について</p>	<p>子ども-ア③(84)</p>
	<p>(意見)本庁と区役所の債権管理に係る業務及び責任の明確化について</p>	<p>子ども-ア⑤(85)</p>
	<p>(意見)不正受給者に対する強制徴収について</p>	<p>子ども-イ①(87)</p>

監査の 視点	監査の結果（指摘）及び意見の項目	対象貸付金等(頁)
	(意見)出資金と貸付金の区別について	建 築-エ①(135)
	(意見)利息の契約形態について	建 築-エ②(135)
	(意見)経緯等の事跡の保管について	建 築-エ③(136)
	貸付金等の申請・審査に関するもの	
	(意見)貸付対象の審査状況について	保 健-ウ①(47)
	(意見)貸付金の資金用途等の確認について	産 業-イ①(97)
	(意見)使用許可を出す際の使用指定条件について	産 業-オ②(113)
	(意見)貸付条件の変更に係る妥当性の検討と事跡について	建 築-ウ①(127)
	(意見)多額な滞納先にみられる滞納整理の対応の改善について	港 湾-イ②(152)
	必要性	貸付金等の必要性に関するもの
(意見)本貸付金の廃止を含めた見直しについて		保 健-イ⑤(44) ウ③(48) エ④(55) 産 業-ア①(92) イ③(98) 教 育-ア⑤(158)
(意見)予算執行率と予算枠の見直しについて		教 育-ア④(157)
有効性等	貸付金等の滞納整理等に関するもの	
	(意見)市社協を経由する本貸付金の見直しについて	保 健-オ④(60)
	(意見)貸付契約及び貸付事業実施方法の見直しについて	保 健-カ①(65)
	(意見)福祉事務所における人員体制の強化について	保 健-キ①(71)
	(意見)他部署との連携について	保 健-ク①(74)
	(意見)滞納者の回収可能性の評価について	子 ども-ア①(83)
	(意見)保証人への通知について	子 ども-ア②(83)
	(意見)未収金の分類について	建 築-オ①(141)
	(意見)滞納の専門部署の活用について	港 湾-ア②(148)
	貸付先の財政状況のモニタリング等に関するもの	
(意見)相手先の経営状況等の評価と継続的なモニタリングについて	産 業-ウ①(101)	
(意見)債権の将来の回収可能性の評価とモニタリングについて	産 業-エ①(106)	

監査の視点	監査の結果（指摘）及び意見の項目	対象貸付金等(頁)
	グについて	
	(意見)経営計画の適時な検証と市の積極的な関与の必要性について	建 築-ア①(118) イ①(124)
	(意見)経営計画の進捗状況確認について	建 築-カ①(144)
	(意見)貸付先の回収可能性の検討について	教 育-ア③(157)
	その他	
	(意見)出資団地の今後の方針の早期決定について	建 築-エ④(136)
その他	過年度の発見事項と同様の不備事項に関するもの	
	(指摘)延滞金の賦課について	産 業-オ①指(110)

【監査の視点別監査の結果（指摘）及び意見の項目-預託金方式】

監査の視点	監査の結果（指摘）及び意見の項目	対象貸付金等(頁)
法規性	該当なし	
必要性	(意見)予算執行率と予算枠の見直しについて	環 境-ア①(168) 産 業-ア①(171) イ①(173) ウ①(176) エ①(179) オ①(182)
	(意見)制度の見直しの必要性について	産 業-カ①(184) 建 築-ア①(188)
有効性等	該当なし	
その他	該当なし	

(3) 貸付金等に係る全庁横断的な観点からの監査の意見

全庁横断的な観点からの監査の意見の項目は次のとおりである。

「第4 貸付金等に係る全庁的な観点からの意見 1. 貸付金等に係る徴収一元化の推進について」以降に詳細に述べるので、今後の行政運営のために有効活用していただきたい。

1. 貸付金等に係る徴収一元化の推進について(全庁・意見-1)
2. 北九州市債権回収対策本部の機能強化について(全庁・意見-2)
3. 全庁的な債権管理規則の制定について(全庁・意見-3)
4. 貸付金等に係る不納欠損処理と債権管理条例の制定について(全庁・意見-4)

5. 各貸付金等の監査の結果及び意見

(1) 財政局の貸付金等

ア. 土地貸付収入未収金

(ア) 概要

所 管 部 署	財政局／財政部／財産活用推進課
分 類	未収金
根 拠 法 令 等	北九州市公有財産管理規則
要 綱 等	なし
発 生 原 因	普通財産（不動産など地方公共団体の所有に属する財産（公有財産）のうち、公用又は公共用に供し、又は供するものと決定した行政財産以外の財産）は売却の目的で財産活用推進課において管理されている。収入確保の観点から一時貸付される場合もある。また、旧市時代から土地の長期貸付事例があったが、現在、このような長期貸付は新規では行われていない。したがって、現在は売却が決まっていない土地の一時貸付が中心となっている。普通財産貸付収入の未納による収入未済額の過年度分は、以前の土地の長期貸付をしていたときのものがほとんどである。
主 な 相 手 先	個人及び法人

(イ) 貸付金等の推移

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
年度末未収件数	件	20	22	20	21	21
年度末未収金額	千円	7,002	7,528	8,040	8,458	8,894
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
現年度調定分回収率	%	99	99	99	99	99
過年度調定分回収率	%	1	1	0	0	0
不納欠損額	千円	—	—	—	—	—

(ウ) 背景

普通財産（注）である土地は最終的には売却の目的で財産活用推進課において管理されている。売却が決まっていない土地については、収入確保の観点から一時貸付される場合もある。また、旧市時代から土地の長期貸付事例があったが、現在、新規の長期貸付は行われていない。したがって、売却が決まっていない土地で駐車場利用や工事ヤードでの利用を目的とする一時貸付が中心となってお

り、当該土地貸付の未回収額が収入未済額として計上されている。また、これらの普通財産の貸付は契約に基づき行われている。

(注) 普通財産とは、地方自治法第 238 条第 1 項に規定される不動産など地方公共団体の所有に属する財産（公有財産）のうち、公用又は公共用に供し、又は供するものと決定した行政財産以外の財産（同条第 4 項）をいう。行政目的を終えたものなど最終的には処分される。

平成 24 年度の未収金の状況は次のとおりである。

(単位：千円、%)

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	回収率
普通財産貸付収入	81,428	72,534	—	8,894	89.1
(内現年度)	(72,970)	(72,455)	(—)	(514)	(99.3)
(内過年度)	(8,458)	(78)	(—)	(8,379)	(0.9)

過年度収入未済額 8,379 千円のうち平成 9 年度以前からの残高が 5,244 千円あるが、これらについては、土地の長期貸付のものがほとんどであり、既に契約を解除し、未収債権についても裁判等を経て、本人のみならず、保証人や相続人からも回収を進めたうえでの残高となっており、今後の回収可能性は見込まれない状況にある。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 不納欠損処理について（合規性—意見）財政-ア①

普通財産貸付収入について、現在まで不納欠損処理（注）が行われていない。あらかじめ債権管理条例を制定するか、あるいは一定の基準を設け議会の議決を経るなどして不納欠損処理をすることが望まれる。

(注) 不納欠損とは、時効による債権の消滅・権利の放棄等のため、既に調定し納入を告知した歳入が徴収し得なくなった場合において、その収納がないにもかかわらず当該徴収事務を終了させる決算上の処分をいう。(行政実例 昭和 27 年 6 月 12 日)

<内容>

普通財産貸付収入については、過年度から長期間未回収の分について、現在まで不納欠損処理は行われていない。長期未回収の相手先の中には、既に土地の賃貸契約を解除し、未収債権についても裁判等を経て、本人のみならず、保証人や相続人からも回収を進めたうえでの残高となっているものがあり、これらは、今後の回収は見込めない状況にある。

このように、債権が事実上回収できない状況にあるにもかかわらず、債権として残っているものについて滞納整理事務をし続けることは費用対効果の面から望ましくない。

債務者が時効の援用を行わなければ債権が消滅しないとしても、例えば、時効の援用を行えば債権が消滅する期間が経過している場合などのように明らかに回収できないと認められる場合、あらかじめ債権管理条例を制定するか、あるいは一定の基準を設け議会の議決を経るなどして、不納欠損処理をすることが望まれる。

(2) 保健福祉局の貸付金等

ア. 災害援護資金貸付金

(7) 概要

所 管 部 署	保健福祉局／総務部／総務課、区役所／コミュニティ支援課
分 類	貸付金、履行延期債権、未収金
根 拠 法 令 等	災害弔慰金の支給等に関する法律 北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例
要 綱 等	災害援護資金貸付事務の手引き
貸 付 目 的	災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行うことにより、市民の福祉と生活の安定に資することを目的とする。
事 業 概 要	災害により負傷又は住居、家財に被害を受けたものに対して、3,500千円を限度に貸付を行うものである。国の制度によるものであるが、貸付原資については、全額市の財源によっている。
主 な 貸 付 先	個人（所得要件あり）
貸 付 条 件	利息年3%、返済期限10年（うち3年据置き）、償還方法は半年賦
回 収 状 況 等	一部で滞納あり。履行延期の特約を締結している場合もある。
開 始 年 度	昭和 48 年度

(イ) 貸付金額の推移

指標名	単位	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績
新規貸付件数	件	—	4	—	—	—
年度末貸付件数	件	5	6	5	5	4
年度末貸付残高	千円	1,864	5,122	4,959	4,739	2,496
年度末履行延期債権件数	件	3	3	2	2	2
年度末履行延期債権残高	千円	1,753	1,268	894	783	670
年度末未収件数	件	5	5	4	3	5
年度末未収金額	千円	3,844	4,008	4,035	4,008	4,140
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
現年度調定分回収率	%	—	—	—	—	—
過年度調定分回収率	%	—	—	—	—	—
不納欠損額	千円	—	—	—	—	—

(ウ) 背景

自然災害により世帯の人が負傷を負い、又は住居、家財などに相当程度の被害を受けた世帯の生活の立て直しに資するため、市が世帯主に対して貸付を行う制度である。

この制度は、国の「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく制度であり、貸付原資の3分の2は国から借入れることができるが、市は国から借入れを行わず、全額市の財源で貸付を行っている。

対象となる災害は、都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害と定められている。また、貸付限度額についても負傷、住居、家財の被害程度に応じて算定されるが、貸出金額の上限は3,500千円であり、金利は3%、償還方法は10年と法定されている。償還期間のうち3年は利息がかからない据え置き期間がある。なお、金利については、昭和48年の法律制定から変更されておらず、現在の水準を反映しているものではない。

対象者については所得制限があり、次のようになっている。

(所得制限)

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	2,200千円
2人	4,300千円
3人	6,200千円
4人	7,300千円
5人以上	1人増すごとに7,300千円に300千円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、12,700千円とする。	

本貸付金は、災害時に他の融資制度で救済されない被災者を救済するために設けられた制度であり、その意味で福祉目的の貸付金であるとも言える。実際、所得制限もあることから生活保護者が受給しているケースもある。

近年、災害援助法の対象となる災害が発生した事案は、平成21年の豪雨による北九州水害であり、4件の貸付が行われたのを最後に、新規の貸付は行われていない。

事務処理については、「災害援護資金 貸付事務の手引き」が保健福祉局総務課によって作成され、各区役所のコミュニティ支援課に配賦されており、各区役所ではこの手引きをもとに事務処理を行っている。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 免除について（合規性―意見）保健-ア①

要綱等に明示されていないため、運用上免除ができないことになっている。

公平性の観点からは安易に認めるべきではないが、生活に困窮し明らかに返済できない場合については、一定の基準等を設け、公平性を害しない範囲内で免除することも容認されるものと考えられる。

<内容>

貸付を行った本人が死亡し、妻や保証人がいる場合の免除適用の可否について、①妻や保証人がいること、②条文上も「免除することができる」（「災害弔慰金等の支給等に関する法律」第13条第1項）とあり、免除しなければならない訳ではないこと等から、申請者本人が死亡しても、妻や保証人がいる場合には免除できないとの見解である。この見解自体は法令の文言どおりの適用であるものと考えられる。

確かに、本貸付金も返済を求めるのが原則であり、免除は一義的に想定されるものではない。しかし、他の融資制度で救済されない被災者を救済するための制度であり、その意味で福祉目的の意味合いもある制度と言える。

公平性の観点からは安易に認めるべきではないが、本人が亡くなり、妻や保証人も生活に困窮し資力がないなど明らかな場合については、同法律の条文上も「免除することができる」となっていることから、実情に応じて他の制度と同様の免除を検討することは容認されるものと考えられる。この場合でも、福祉目的という制度趣旨からは一定の基準等を設け、公平性を害しない範囲内で行うことが必要である。

イ. 社会福祉協議会運営貸付金

(7) 概要

所 管 部 署	保健福祉局／地域支援部／いのちをつなぐネットワーク推進課
分 類	年度内償還貸付金
根 拠 法 令 等	なし
要 綱 等	なし
貸 付 目 的	社会福祉法人北九州市社会福祉協議会では職員退職金の支払原資が不足しているため、市が原資を貸付けるものである。
事 業 概 要	社会福祉法人北九州市社会福祉協議会の職員退職金の資金として市が貸付している。この貸付金は、年初に貸出し、年度末に一旦全額を回収し、翌年度初めに再度貸付する。
貸 付 条 件	無利息
主 な 貸 付 先	社会福祉法人北九州市社会福祉協議会
回 収 状 況 等	年度初めに貸付け、年度末に一旦全額回収している。
開 始 年 度	平成 18 年度

(イ) 貸付金額の推移

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
新規貸付件数	件	1	1	1	1	1
年度末貸付件数	件	—	—	—	—	—
年度末貸付残高※	千円	—	—	—	—	—
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
現年度調定分回収率	%	—	—	—	—	—
過年度調定分回収率	%	—	—	—	—	—
不納欠損額	千円	—	—	—	—	—

※：貸付金は毎年度末に一旦、全額回収されるためゼロとなっている。

なお、平成 24 年度の貸付金額は 186,419 千円である。

(ウ) 背景

社会福祉法人北九州市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）とは、社会福祉法に規定された団体で地域住民が主体となって、地域住民が抱える様々な福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、保健・医療・福祉などの専門家や関係機関・団体とお互いに協力し、連携をとりながら、地域福祉活動を展開し、「誰も

が安心して暮らせる支え合いのまちづくり」の実現を目指している民間団体であるが、市からの補助金や委託料による依存度が高くなっている。

市からは、市社協（区社協を含む。）の人件費等の運営費に充てるため「社会福祉協議会補助金」が交付されている。退職金を含む人件費については、平成4年度までは、市社協自体の分は全額、区社協相当分は60%が補助対象となっており、区社協の40%相当分は自主財源により退職金の積立てもなされていた。

その後、主に市民からの寄付に頼っている区社協財源を人件費が圧迫するため、市社協・区社協からの強い要望があり、平成5年度以降は、いずれの人件費も100%補助対象とするが、退職金については補助の対象外とすることになった。

平成17年度以前については、市社協の退職者が少数だったため、市社協は退職積立金の取崩しで対処していたが、平成18年度末に定年退職者が5名発生するため、市との協議・検討がなされ、「退職金は市から市社協へ貸付ける。今後退職者が出ても退職者の人件費を同額補助し続け、退職者の代わりに採用した嘱託等との給与差額を貸付金の償還に充てる」、すなわち、市社協補助金の総額は維持し、退職者と採用した嘱託等との給与差額相当額を、この貸付金の償還財源とするという内容で平成17年度の予算要求時に合意した。

平成18年度に定年退職者5名を含めた6名の退職に伴い、退職金積立残高の全額7,718千円を取崩し後の不足分を、合意に基づき市から借入れしたものである。

なお、平成22年以降については、平成18年度から平成22年度までの補助金20%削減後に、市社協への補助額が一定となるとの想定で、退職者の代わりに採用した嘱託等との給与差額（1名につき約2,000千円）を市社協への貸付金の償還に充てるとした場合、貸付金が全額償還されるのは平成32年度の予定としている。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 要綱等の作成・整備について（合規性－意見）保健-イ①

本貸付金について、要綱等が作成されていない。要綱が作成されていなければ、貸付金の目的、対象となる事業、資金の用途、返済条件、債権保全、利率等が明確化されず、貸付金の一律的な事務手続が担保されない。したがって、要綱等を作成することが望まれる。

<内容>

本貸付金について、目的、対象となる事業、資金の使途、返済条件、債権保全及利率等を定めた要綱等が作成されていない。

要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取扱いの基準を定めるものである。

本貸付については、一団体を対象とする貸付であるため、要綱等の必要性は相対的に低い。本貸付金には市社協の退職金に係るものと限定的ではあるが、背景に記載したような経緯があり、市社協に対しては、他に数種類の補助金の交付や貸付があり、関係が強い。

したがって、貸付金の目的、対象となる事業、資金の使途、返済条件、債権保全、利率等を要綱等において制度内容を明確化しておくべきである。また、事務的不備を防止し、一連の貸付業務を円滑なものとするうえでも、要綱等の存在意義は高い。

本貸付金について、要綱等を作成することが望まれる。

② 貸付金残高の開示の必要性について（合規性―意見）保健-イ②

本貸付金は、契約により年初に貸付をし、一旦は年度内にすべて償還され、翌年初に再度貸付することが繰り返されている。このため、年度末の貸付金残高はゼロとなり、市の「財産に関する調書」の貸付債権に記載されない。市社協の職員の退職資金に充てるための貸付であり、返済の完了まで長期間となっていることから、実態は長期の貸付金であると考えられる。

したがって、その実態に合わせた契約を締結するとともに、貸付債権として適切に開示することが望まれる。

<内容>

本貸付金は、市社協の職員の退職資金の不足分を補うために貸付しているものであるが、現在の約定で推移すれば、返済完了は約7年後となる。契約上は単年度契約であるが、実質的に長期の貸付金である。

その間、毎年、年初に貸付し、年度末に一旦回収する方法を継続することになり、年度末現在では残高は存在しないことになっている。その結果、情報公開されている「財産に関する調書」に貸付債権として記載されていない。

したがって、実態から、契約上も長期の貸付金とし、財産に関する調書に記載すべきである。

なお、こうした年度内償還貸付金は、他の貸付金にも同様のことが見られ、実態が伴わずに、市の歳入及び歳出総額を、結果として膨らませることになる。

③ 出納整理期間を利用していた入出金について（合規性―意見）保健-イ③

本貸付金は、上述のとおり年度末の残高はゼロとなっている。しかし、実態は回収されているとは言えず、出納整理期間があることにより、そうした処理が可能となっているものであり、実態に即した処理をする必要がある。

<内容>

市社協からの毎年度末の貸付金の返済は、翌年度の貸付を市が行った後に、前年度の貸付金の返済がなされている。すなわち、年度末である3月末には行われていない。

市の場合、3月末までに債権債務が確定し、例えば、平成24年度の歳入、歳出として扱われるものの入出金が4月以降5月までになされる場合に、企業会計のように未収金や未払金を計上しないが、5月末の出納閉鎖時までに入出金がなされたもののうち平成24年度に帰属するものは、平成24年度分として会計の処理がされる。いわゆる出納整理期間である。

実態として長期の貸付であることから、年度末にその残高相当額を3月末に返済することはできないので、新年度の4月初めに貸付をし、これをもとに4月に返済を受けている。しかし、出納整理期間での取扱いから、本貸付金は年度末に回収されたことになり、貸付金残高はゼロとなっているが、実際は回収されていない。

したがって、貸付金残高として適切に開示することが必要であると考え、出納整理期間の処理のあり方としては、本来のあり方ではないと考える。

④ 無利息貸付について（合規性―意見）保健-イ④

本貸付金について、無利息で貸付が行われている。退職金相当額を貸付けており、事実上、市社協の運営資金に関する貸付金であり、公平性等からも、適切な利息を付すことが望まれる。

<内容>

本貸付金は市社協に対して無利息で貸付が行われている。無利息で行われる貸付は福祉目的であることなど、公共性が強く求められるものと考えられる。本貸付金は退職金相当額を貸付けており、市社協の運営資金に関する貸付金である。他の制度や貸付先等との公平性などから考えると、適切な利息を付すことが望まれる。

⑤ 本貸付金の廃止を含めた見直しについて（必要性―意見）保健-イ⑤

本貸付金は市社協の職員の退職金の不足分を補うための貸付金である。本来は市社協が負担すべきものであるが、市社協の財政状態等からみても貸付等が適切であるかどうか検討し、極力、市の負担を軽減すべく廃止も含めて必要性を検討することが望まれる。

〈内容〉

本貸付金は上述の通り、市社協の職員の退職金のための貸付金であるが、補助金か貸付金かは別にして、一般的に団体に対する運営費補助については、その団体の存続を可能にするため、自己収入では補えない部分を補填することが主な目的である。したがって、原則的には、市社協が負担するものであるが、市社協の財政状態等からみても貸付等が適切であるかどうか検討し、極力、市の負担を軽減すべく廃止も含めて必要性を検討することが望まれる。

なお、本市の平成24年度「包括外部監査報告書」の「第3 監査の結果 6. 複数の所管部署・補助金等に関する監査の結果及び意見 (5) 北九州市社会福祉協議会に対する補助金等 エ. 社会福祉協議会補助金」の項では、意見の一つとして、次のように記載している。

② 運営費補助の必要性の検討について（必要性―意見）市社協-エ②

市社協に対して運営費補助金が交付されているが、決算状況の推移をみると良好な財政状態といえる。そのため、自己収入で補うことが可能な経費については、可能な限り減額するとともに、今後更なる自己収入の確保、自立化を促すことが望まれる。

〈内容〉

市社協に対しては、人件費や事務費といった運営に係る費用をまかなうため、運営費補助金が交付されている。

一般的に、団体に対する運営費補助については、その団体の存続を可能にするため、自己収入では補えない部分を補填することが主な目的である。

また、市社協については、「北九州市社会福祉協議会の概要 (ウ) 財政状況等の推移」に記載したとおり、差引剰余額に関しては約2億から3億円程度の余剰となっており、純資産の部合計に関しても、毎年一定程度増加している状況にあり、良好な財政状態といえる。

したがって、自己収入で補うことが可能な経費については、可能な限り減額するとともに、今後更なる自己収入の確保、自立化を促すことが望まれる。

ウ. 社会福祉施設設備資金貸付金

(7) 概要

所 管 部 署	保健福祉局／地域支援部／いのちをつなぐネットワーク推進課
分 類	年度内償還貸付金
根 拠 法 令 等	なし
要 綱 等	なし
貸 付 目 的	市内の民間社会福祉施設を経営する事業者に対して、低利の整備資金を貸付けることにより、施設の振興を図る。
事 業 概 要	市が上記貸付目的の原資を社会福祉法人北九州市社会福祉協議会に貸付し、社会福祉法人北九州市社会福祉協議会が民間福祉施設に貸付けている。この貸付金は、年初に貸出し、年度末に一旦全額を回収し、翌年度初めに再度貸付する。
貸 付 条 件	利息年2%
主 な 貸 付 先	社会福祉法人北九州市社会福祉協議会
回 収 状 況 等	年度初めに貸付け、年度末に一旦全額回収している。
開 始 年 度	昭和43年度

(4) 貸付金等の推移

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
新規貸付件数	件	1	1	1	1	1
年度末貸付件数	件	—	—	—	—	—
年度末貸付残高※	千円	—	—	—	—	—
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
現年度調定分回収率	%	—	—	—	—	—
過年度調定分回収率	%	—	—	—	—	—
不納欠損額	千円	—	—	—	—	—

※：貸付金は毎年度末に一旦、全額回収されるため、ゼロとなっている。

なお、平成24年度の貸付金額は264,005千円である。

(7) 背景

社会福祉施設の充実を図り、高齢者や障害者などの福祉の向上に寄与するため、市社協が、市内で社会福祉施設を経営する事業者に対して、建物の新設、改修及び修繕等に必要な資金として低利の整備資金を貸付けるものであり、施設の振興を図ることを目的とした貸付金である。

対象者は、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の施設を経営する事業者で、特別擁護老人ホーム、グループホーム、デイサービスセンター、保育園などである。資金の用途は、建物の新設、修理、改造、拡張、土地の購入、備品整備若しくは災害復旧に要する資金として1件2,000万円を限度に貸付けることとなっている。

市はそのための資金を市社協に貸付け、市社協が民間事業者に貸付けるという形態となっている。市は毎年度初めに必要額を市社協に貸付け、年度末には一旦全額回収を行っている。市から市社協への貸付金の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
年度末貸付残高	0	0	0	0	0
※	(428,427)	(372,294)	(314,085)	(275,679)	(264,005)

※：貸付金は毎年度末に一旦、全額回収されるため、ゼロとなっている。

()内は各年度の貸付額である。

利息については、市との契約上、市社協が民間事業者に貸出する利息相当額とされており、市社協から民間事業者への貸付と同様に2%となっている。

なお、事業者への貸付の実行や貸付金の回収等は、市社協が行っている。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合规性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 貸付対象の審査状況について（合规性－意見）保健-ウ①

貸付対象については、市社協の民間社会福祉施設整備資金貸付規程に「建物の新設、修理、改造、拡張、土地の購入、備品の整備若しくは災害復旧（施設に勤務する職員の研修施設のためにするものを含む。）のための資金」と規定しているが、体操服が本貸付金の対象となっているケースがあった。貸付時の審査委員会には市の職員が出席しており、貸付対象を含め適切なモニタリングが望まれる。

<内容>

貸付対象については、市社協の民間社会福祉施設整備資金貸付規程に「建物の新設、修理、改造、拡張、土地の購入、備品の整備若しくは災害復旧（施設に勤務する職員の研修施設のためにするものを含む。）のための資金」と規定されているが、市の独自の要綱等はなく、市社協の規程のみが判断基準となっている。

実際の市社協の民間事業者への貸付内容について事跡を閲覧したところ、体操服が本貸付金の対象となっている貸付先があった。体操服が汚れた場合など緊急の際

に対応するため、保育園で着替え用の体操服として常備するものについて備品整備として認めたものである。

貸付の審査委員会には、市の課長級が出席することになっており、貸付対象についても審査されることから、市としてもモニタリングをすることはできる体制となっている。

したがって、貸付時の審査委員会において、上述の規程に基づいて貸付対象等の適切なモニタリングが望まれる。

② 貸付金残高の開示の必要性について（合規性―意見）保健-ウ②

市と市社協の契約上は単年度であるが、本貸付金は民間社会福祉施設の整備に充てるための貸付であり、返済期間も長期となっている。実態は長期の貸付金であるが、単年度で返済、貸付を行っている結果、貸付債権残高として開示されない結果となっている。したがって、契約上も長期の貸付金とし、「財産に関する調書」に記載する必要があると考える。

<内容>

本貸付金は、民間社会福祉施設の整備に充てるための貸付であり、返済期間も1年据置き後、9年で均等年賦償還となっていることから、契約上は単年度契約であるが、実質的に長期の貸付金である。

その間、毎年、年初に貸付し、年度末に一旦回収する方法を継続することになり、年度末現在では残高は存在しないことになっている。その結果、情報公開されている「財産に関する調書」に貸付債権として記載されていない。

したがって、実態から、契約上も長期の貸付金とし、財産に関する調書に記載することが必要であると考え。

③ 本貸付金の廃止を含めた見直しについて（必要性―意見）保健-ウ③

本貸付金は、市社協を通して社会福祉施設を対象に行われているものであるが、貸付件数も多くない状況である。融資を受ける側のニーズ調査等も必要であり、他の民間の制度で代替できているような場合には、廃止も含めて検討する必要がある。市社協には更なる自立化を促すことが望まれる。

<内容>

本貸付金は、市社協を通して民間社会福祉施設を対象に行われているものであるが、貸付件数も多くない状況である。

民間社会福祉施設のニーズに合っていないことも考えられ、この制度の使い勝手がどうであるか、改善すべき点はないか、融資を受ける側へのニーズ調査等が必要と思われるが、他の民間の制度で代替できているような場合には、廃止も含めて検討する必要があると考える。

また、市社協には、市から「民間社会福祉施設設備資金貸付事務費」として年間52万円が交付されていることも、この貸付制度の利用状況と合わせて検討することも必要であり、また、前の項の「イ. 社会福祉協議会運営貸付金 (オ) 監査の意見 ⑤ 本貸付金の廃止を含めた見直しについて」でも述べたとおり、必要性について検討するとともに、市社協には更なる自立化を促すことが望まれる。

エ. 福祉金庫貸付金

(7) 概要

所 管 部 署	保健福祉局／地域支援部／いのちをつなぐネットワーク推進課
分 類	年度内償還貸付金、履行延期債権
根 拠 法 令 等	なし
要 綱 等	生活改善等資金貸付・福祉金庫貸付の貸付金滞納整理・履行延期の特約・免除措置事務取扱要領
貸 付 目 的	低所得世帯に対して、一時的に必要な資金の貸付を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した日常生活を営むことを目的とする。
事 業 概 要	市社協が、一定の低所得者世帯に対し一時的に必要な資金として、生活資金 5 万円及び母子家庭等の医療資金 10 万円を上限に無利息で貸付を行うものであり、市はこの資金として、社会福祉法人北九州市社会福祉協議会に貸付を行っている。
貸 付 条 件	無利息
主 な 貸 付 先	社会福祉法人北九州市社会福祉協議会
回 収 状 況 等	市からの貸付金は、毎年初めに社会福祉法人北九州市社会福祉協議会に貸付をし、年度末に全額を回収する方法によっているが、借受人から社会福祉法人北九州市社会福祉協議会に対する返済は毎年数十万円に留まり、履行延期債権についてはほとんど回収が進んでいない。
開 始 年 度	昭和 42 年度

(イ) 貸付金等の推移

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
年度末貸付件数	件	—	—	—	—	—
年度末貸付残高※	千円	—	—	—	—	—
年度末履行延期債権件数	件	239	236	249	245	241
年度末履行延期債権残高	千円	8,192	8,062	8,455	8,326	8,238
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
現年度調定分回収率	%	—	—	—	—	—
過年度調定分回収率	%	—	—	—	—	—
不納欠損額	千円	—	—	—	—	—

※：貸付金は毎年度末に一旦、全額回収されるため、ゼロとなっている。

なお、平成 24 年度の貸付金額は 13,018 千円である。

(ウ) 背景

福祉金庫貸付制度は、低所得者に対して、緊急に必要な資金を貸付し、経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的として、対象となる個人に生活資金として50千円、母子家庭等の医療資金100千円を上限として無利息で貸付ける制度であり、返済期間は2か月据置後10か月以内の元金均等月賦返済となっている。

対象者には、市社協が、福祉金庫貸付金規程（昭和42年9月1日制定）に基づき貸付を行い、市は、その資金として必要額を市社協貸付しており、いずれも無利息である。市社協による対象者への貸付実行は、各区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）を経て行われている。

市から市社協への貸付は、毎年度契約書を締結し、年度当初に所要資金の貸付を行い、年度末に一旦全額の返済を受け、翌年度に再度貸付けることにより行われている。市から市社協への貸付金の推移は次のとおりである。

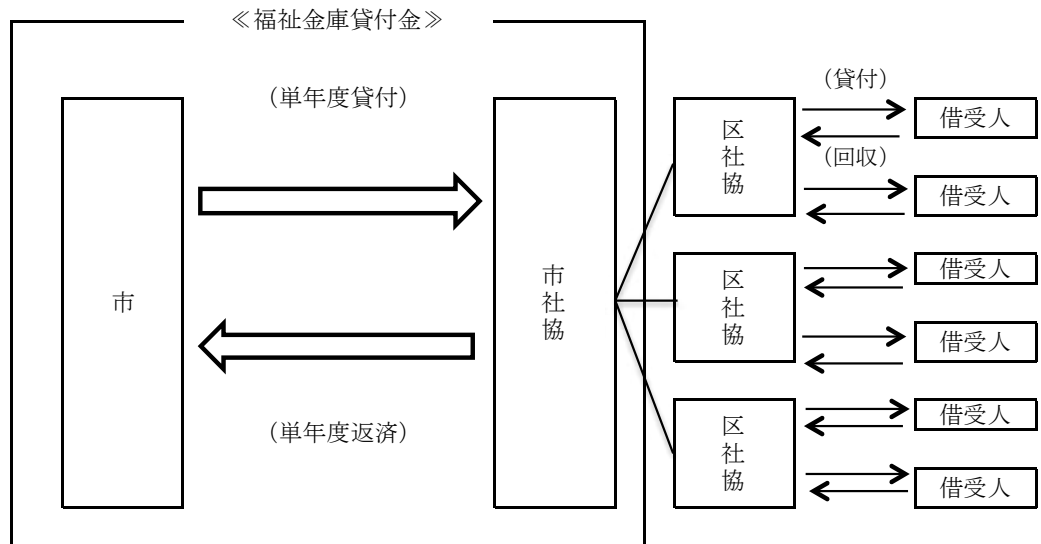
（単位：千円）

	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
年度末貸付残高	0	0	0	0	0
※	(14,113)	(13,856)	(13,724)	(13,113)	(13,018)

※：貸付金は毎年度末に一旦、全額回収されるため、ゼロとなっている。

()内は各年度の貸付額である。

市と市社協、対象者である借受人の関係を図にすれば、次のとおりである。



（出所：ヒアリングをもとに監査人作成）

市社協は、同種の貸付を行っており、その窓口を活用し事業実施した方が事務の効率化が図られるということで、市社協に事業実施を依頼したものである。

区社協から個人（借受人）に対する貸付・償還の実績は下記のとおりである。

福祉金庫貸付償還実績

(単位：千円)

年度	A 当初 貸付額 累計	B 償還 額	C 償還額 累計 B+前 年度C	D 年度末貸 付中のも の A-C	E 免除・履行延期特約				F 市への未償 還残 D-(E1 +E2)
					免除 額	免除 額累 計 E1	履行延 期特約 額	履行延期 特約額累 計 E2	
20	157,058	427	137,563	19,494		217	△ 20	8,192	11,085
21	157,358	562	138,125	19,232		217	△ 130	8,062	10,953
22	157,358	218	138,343	19,014		217	393	8,455	10,342
23	157,358	224	138,567	18,790		217	△ 129	8,326	10,247
24	157,358	298	138,865	18,492		217	△ 88	8,238	10,037

(注) 市社協は、平成 24 年度の年初に借受けていた 13,018 千円を年度末に返済し、
上表の「F 市への未償還残」10,037 千円と新規貸出原資分 2,771 千円の合計
12,808 千円を平成 25 年度の年初に借受けている

(出所：市作成資料をもとに監査人作成)

上表に見られるとおり、償還額が僅少であり返済原資がないため、年度末の市への返済は、市からの新年度の貸付実行後に行われている。

また、平成 22 年度以降、市社協による新規貸付は発生していない。担当者によれば、福岡県社会福祉協議会が実施し、市社協が窓口になっている「生活福祉資金貸付制度」に利用者が流れているのではないかとのことである。

現在、市社協は回収事務を行っているが、回収額はほとんどなく、履行延期特約及び免除の金額を把握するため、毎年定例的に市から要請を受けて履行延期特約の調査を行い、その結果を市へ報告し、市は当該報告に基づき地方自治法施行令第 171 条の 6 第 1 項第 5 号に基づく履行債権の特約処理及び 171 条の 7 第 1 項に基づく免除を行うためなどの事務手続に終始している状況にある。

地方自治法施行令

(履行延期の特約等)

第七十一条の六 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債

権を除く。)について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

四 省略

五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従つて第三者に貸付けを行なつた場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

(免除)

第七十一条の七 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

以下省略

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(ロ) 監査の意見

① 要綱等の作成・整備について（合規性－意見）保健-工①

市から市社協への貸付は、契約書によって行われているものの、市側で要綱等は存在しない。市が主体となった要綱等を作成することが望まれる。

<内容>

市社協（区社教）から対象者への貸付は、福祉金庫資金貸付規程（昭和42年9月1日制定）に基づき行われている。ただし、市から市社協への貸付は、契約書によ

って行われているものの、市側で要綱等は存在しない。制度創設の経緯も明確でないため、回収の実効性を高める責任の所在など、市が市社協に対してどこまで関与すべきかが明確になっていない。したがって、市が主体となった要綱等を作成することが望まれる。

② 貸付金残高の開示の必要性について（合規性―意見）保健-エ②

市社協への貸付は単年度で返済と貸出を繰り返しているが、市社協に返済原資がなく、実質的には年度末に返済されているとは言えないため、実態開示の観点から、貸付金残高として表示されることが望まれる。

<内容>

市社協への貸付は契約書に基づき、単年度の返済契約を締結することによって行われている。しかし、市社協からは最終的に個人に貸付が行われており、返済原資がないため、市からの新年度の貸付金の実行後に遅延利息を支払い返済している。しかし、実質的には貸付金が返済されているとは言えないため、貸付金残高として適切に表示されることが望まれる。

③ 出納整理期間を利用していた入出金について（合規性―意見）保健-エ③

本貸付金は、上述のとおり年度末の残高はゼロとなっている。しかし、実態は回収されているとは言えず、出納整理期間があることにより、そうした処理が可能となっているものであり、実態に即した処理をする必要がある。

<内容>

市社協からの毎年度末の貸付金の返済は、翌年度の貸付を市が行った後に、前年度の貸付金の返済がなされている。すなわち、年度末である3月末には行われていない。

市の場合、3月末までに債権債務が確定し、例えば、平成24年度の歳入、歳出として扱われるものの入出金が4月以降5月までになされる場合に、企業会計のように未収金や未払金を計上しないが、5月末の出納閉鎖時までに入出金がなされたもののうち平成24年度に帰属するものは、平成24年度分として会計の処理がされる。いわゆる出納整理期間である。

実態として長期の貸付であることから、年度末にその残高相当額を3月末に返済することはできないので、新年度の4月初めに貸付をし、これをもとに4月に返済を受けている。しかし、出納整理期間での取扱いから、本貸付金は年度末に回収されたことになり、貸付金残高はゼロとなっているが、実際は回収されていない。

したがって、貸付金残高として適切に開示することが必要であると考え、出納整理期間の処理のあり方としては、本来のあり方ではないと考える。

④ 本貸付金の廃止を含めた見直しについて（必要性―意見）保健-エ④

本貸付金は、平成 22 年度以降新規貸付けはなく、回収も少額、残高も少なく、履行延期特約及び免除のための事務手続に終始している状況にある。全く利用者がいない制度上の原因調査等を含め、市が直接事務を行うことがより効率的、経済的か、あるいは、制度の廃止も含めて検討することが望まれる。

<内容>

現状では平成 22 年度以降は新規の貸付はなく、回収も年間数十万円、残高も少なく、履行延期特約及び免除の処理を行うための事務手続に終始している状況にある。利用者が何故全くないのか制度上の問題など原因を調査し制度の在り方を検討する必要がある。

これらを総合的に考慮すれば、市が直接、事務を行うことが効率的、経済的であるかどうか、あるいは、制度の廃止も含めて検討することが望まれる。

オ. 生活改善等資金貸付金

(7) 概要

所 管 部 署	保健福祉局／地域支援部／いのちをつなぐネットワーク推進課
分 類	年度内償還貸付金、履行延期債権
根 拠 法 令 等	なし
要 綱 等	なし
貸 付 目 的	同和地区の低所得者に対して、生活改善等の資金の貸付を行うことにより、生活の改善と経済的自立の助長促進を図る。
事 業 概 要	<p>市が上記貸付目的の資金として社会福祉法人北九州市社会福祉協議会に無利息で貸付し、社会福祉法人北九州市社会福祉協議会が、低所得者に対し、生活改善等の資金として次のような種類の資金を低利で貸付するものである。</p> <p>災害復旧に要する経費、葬祭に要する経費、結婚に要する経費、就学又は入学の支度準備に要する経費、出産に要する経費、都市ガス引込に要する経費、生活上特に止むを得ない事情があると認められる場合の経費。</p> <p>なお、この貸付事業は、昭和 63 年 3 月 31 日をもって廃止されたため、新規の貸付はなく、社会福祉法人北九州市社会福祉協議会では現在回収事務のみ行っている。</p>
貸 付 条 件	利息年 1.5%（但し、据置期間は無利息）
主 な 貸 付 先	社会福祉法人北九州市社会福祉協議会
回 収 状 況 等	市からの貸付金は、毎年初めに社会福祉法人北九州市社会福祉協議会に貸付をし、年度末に全額を回収する方法によっているが、借受人から社会福祉法人北九州市社会福祉協議会に対する返済はこの 5 年間ほとんどない状況である。
開 始 年 度	昭和 48 年度

(イ) 貸付金等の推移

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
年度末貸付件数	件	—	—	—	—	—
年度末貸付残高※	千円	—	—	—	—	—
年度末履行延期債権件数	件	358	358	363	363	363
年度末履行延期債権残高	千円	24,183	24,183	24,346	24,346	24,346
債務免除件数	件	—	—	1	—	—
債務免除額	千円	—	—	26	—	—

現年度調定分回収率	%	-	-	-	-	-
過年度調定分回収率	%	-	-	-	-	-
不納欠損額	千円	-	-	-	-	-

※：貸付金は毎年度末に一旦、全額回収されるため、ゼロとなっている。

なお、平成24年度の貸付金額は18,177千円である。

(ウ) 背景

生活改善等資金貸付金は、低所得者に対して、生活改善等の資金の貸付を行うことにより、生活の改善と経済的自立の助長促進を図ることを目的として、対象者に対して各種資金を有利子で貸付ける制度である。

対象者には、市社協が、生活改善等資金貸付規程（昭和48年9月1日制定）に基づき貸付を行い、市は、その資金として必要額を市社協に無利息で貸付している。市社協による対象者への貸付の実行は、区社協を経て行われている。

貸付の種類は、次のとおりである。

資金の種類		貸付限度額	据置期間	償還方法	貸付利率
災害復旧に 要する経費	全壊の場合	20万円以内	2か月	毎月元金 均等 (2千円) 利息均等 償還	年1.5% 但し据置期 間は無利息
	半壊以下の場合	15万円以内	2か月		
葬祭に要する経費		20万円以内	2か月		
結婚に要する経費		10万円以内	2か月		
就職又は入学の支度準備に要する経費		7万円以内	2か月		
出産に要する経費		5万円以内	2か月		
都市ガス引込に要する経費		15万円以内	2か月		
生活上特に止むを得ない事情があると認められる場合		5万円以内	2か月		

市から市社協への貸付は、毎年度契約書を締結し、年度当初に所要資金の貸付を行い、年度末に一旦全額の返済を受け、翌年度に再度貸付けることによって行われている。市から市社協への貸付金の推移は次のとおりである。

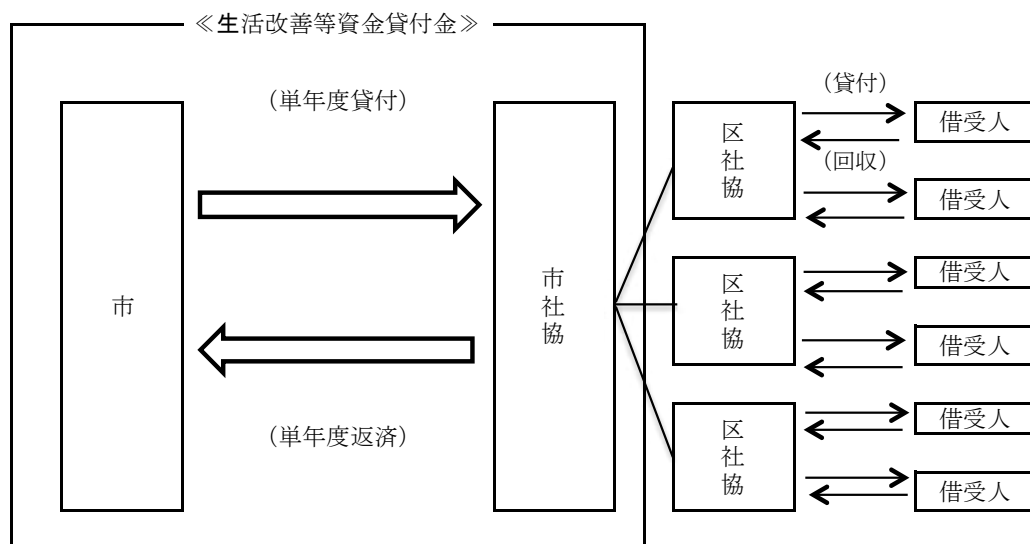
(単位：千円)

	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績
年度末貸付残高	0	0	0	0	0
※	(18,504)	(18,504)	(18,416)	(18,151)	(18,177)

※：貸付金は毎年度末に一旦、全額回収されるため、ゼロとなっている。

()内は、各年度の貸付金額である。

市と市社協、対象者である借受人の関係を図にすれば、次のとおりである。



(出所：ヒアリングをもとに監査人作成)

市社協は、同種の貸付を行っており、その窓口を活用し事業実施した方が事務の効率化が図られるということで、市社協に事業実施を依頼したものである。

区社協からの個人（借受人）に対する貸付及びその償還の実績は次のとおりである。

生活改善等資金貸付償還実績表 (単位：千円)

年度	A 当初 貸付額 累計	B 償還 額	C 償還額 累計 B+前 年度C	D 年度末 貸付中 のもの A-C	E 免除・履行延期特約				F 市への未償 還残 D-(E 1 + E 2)
					免除 額	免除 額累 計 E 1	履行 延期 特約 額	履行延 期特約 額累計 E 2	
20	200,474	0	156,469	44,005		1,318	0	24,183	18,504
21	200,474	88	156,557	43,917		1,318	0	24,183	18,416
22	200,474	50	156,607	43,867	26	1,344	163	24,346	18,177
23	200,474	0	156,607	43,867		1,344	0	24,346	18,177
24	200,474	0	156,607	43,867		1,344	0	24,346	18,177

(出所：市作成資料をもとに監査人作成)

市社協は、平成 24 年度末に上表の「F 市への未償還残」18,177 千円を返済しているが、表に見られるとおり、ほとんど償還がなく、返済原資がないため、市からの新年度の貸付の実行後に返済している。

現在、市社協は回収事務のみを行っているが、既述のとおり回収額はほとんどなく、履行延期特約及び免除の金額を把握するため、毎年定例的に市から要請を受けて調査を行い、その結果を市へ報告し、市は当該報告に基づき地方自治法施行令第 171 条の 6 第 1 項第 5 号に基づく履行期限延期の特約処理及び 171 条の 7 第 1 項に基づく免除を行うためなどの事務手続に終始している状況にある。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(ロ) 監査の意見

① 要綱等の作成・整備について（合規性—意見）保健-オ①

市から市社協への貸付は、契約書によって行われているものの、市側で要綱等は存在しない。市が主体となった要綱等を作成することが望まれる。

<内容>

市社協（区社協）から対象者への貸付は、生活改善等資金貸付規程（昭和 48 年 9 月 1 日制定）に基づき行われている。ただし、市から市社協への貸付は、契約書によって行われているものの、市側で要綱等は存在しない。制度創設の経緯も明確でないため、回収の実効性を高める責任の所在など、市が市社協に対してどこまで関与すべきかが明確になっていない。

したがって、市が主体となった要綱等を作成することが望まれる。

② 貸付金残高の開示の必要性について（合規性—意見）保健-オ②

市社協への貸付は単年度で返済と貸出を繰り返しているが、市社協に返済原資がなく、実質的には年度末に返済されているとは言えないため、実態開示の観点から、貸付金残高として開示されることが望まれる。

<内容>

市社協への貸付は契約書に基づき、単年度の返済契約を締結することによって行われている。しかしながら市社協からは最終的に個人に貸付が行われており、返済原資がないため、市からの新年度の貸付金の実行後に遅延利息を支払い返済している。市は出納整理期間で返済処理を行っているため、年度末に貸付金の残高はゼロとなる。しかしながら、実質的には貸付金が返済されておらず、実態に合わせて貸付金残高として開示する必要があると考える。

③ 出納整理期間を利用していた入出金について（合規性―意見）保健-オ③

貸付金は、上述のとおり年度末の残高はゼロとなっている。しかし、実態は回収されているとは言えず、出納整理期間があることにより、そうした処理が可能となっているものであり、実態に即した処理をする必要がある。

<内容>

市社協からの毎年度末の貸付金の返済は、翌年度の貸付を市が行った後に、前年度の貸付金の返済がなされている。すなわち、年度末である3月末には行われていない。

市の場合、3月末までに債権債務が確定し、例えば、平成24年度の歳入、歳出として扱われるものの入出金が4月以降5月までになされる場合に、企業会計のように未収金や未払金を計上しないが、5月末の出納閉鎖時までに入出金となされたもののうち平成24年度に帰属するものは、平成24年度分として会計の処理がされる。いわゆる出納整理期間である。

実態として長期の貸付であることから、年度末にその残高相当額を3月末に返済することはできないので、新年度の4月初めに貸付をし、これをもとに4月に返済を受けている。しかし、出納整理期間での取扱いから、本貸付金は年度末に回収されたことになり、貸付金残高はゼロとなっているが、実際は回収されていない。

したがって、貸付金残高として適切に開示することが必要であると考え、出納整理期間の処理のあり方としては、本来のあり方ではないと考える。

④ 市社協を経由する本貸付金の見直しについて（有効性等―意見）保健-オ④

本貸付金は、回収も僅少であり、履行延期特約及び免除のための事務手続に終始している状況にある。また、市社協に対しては、この事務執行のための補助金が交付されていることを考慮すれば、市が直接事務を行うことがより効率的、経済的であると考えられる。

したがって、今後は、市への回収業務の移管を含めた見直しを検討することが望まれる。

<内容>

現状では新規の貸付はなく、回収も年間10万円未満と僅少であり、履行延期特約及び免除の処理を行うための事務手続に終始している状況にあり、また、市社協に対しては、この事務執行のための補助金が別途交付されていることを考慮すれば、市が直接回収事務を行った方が効率的、経済的であると考えられる。

したがって、今後は、市への回収業務の移管を含めた見直しを検討することが望まれる。

なお、平成24年度の本市の包括外部監査結果報告書の「6. 複数の所管部署・補助金等に関する監査の結果及び意見（5）北九州市社会福祉協議会に対する補助金

等 ア. 生活改善等資金貸付事業事務費補助金」の項では、意見の一つとして、次のように記載している。

② 補助金の必要性の検討について（必要性－意見）市社協-ア②

本補助金については、回収実績を超える補助金が交付されている状況にあり、市社協における貸付金の回収可能性を十分に検討し、補助金交付の必要性を検討することが望まれる。

〈内容〉

本補助金に関しては、貸付事業自体は20数年前に廃止されており、滞納した貸付金の回収のみが行われている状況である。しかも回収実績は年間10万円程度であり、補助金額501千円に対し少なく、費用対効果の観点から、検討の余地があると考えます。

本補助金については、市社協における貸付金の回収可能性を十分に検討し、補助金交付の必要性を検討することが望まれる。

カ. 社会福祉協議会貸付金

(7) 概要

所 管 部 署	保健福祉局／地域支援部／保護課
分 類	年度内償還貸付金、履行延期債権、未収金
根 拠 法 令 等	なし
要 綱 等	生活援助資金貸付要綱
貸 付 目 的	北九州市で生活保護を申請している者及び生活保護を受給している者であって、緊急のため扶助費が支給されるまでの間、生活費の一部を立替え援助する必要があるものについて、生活援助資金を貸付けることを目的とする。
事 業 概 要	<p>本貸付金は、上記目的のために、市が各区の社会福祉協議会（以下「区社協」という。）に対して、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間、貸付を行う。それを毎年度繰り返す。（なお、以下の「背景」で記載しているが、契約上は市と社会福祉法人北九州市社会福祉協議会の契約となっている。）</p> <p>区社協では、市から借り入れた資金を財源にして、申請者に対して貸付を行う。</p> <p>区社協は各区役所の保護課（区内の福祉事務所）に貸付及び回収の業務を委嘱している。</p>
貸 付 条 件	無利息、担保なし、保証人なし
主 な 貸 付 先	社会福祉法人北九州市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）
回 収 状 況 等	平成24年度末現在、未収金が2百万円ある。
開 始 年 度	昭和43年度

(イ) 貸付金額等の推移

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
年度末貸付件数	件	—	—	—	—	—
年度末貸付残高※	千円	—	—	—	—	—
年度末履行延期債権件数	件	210	320	505	731	928
年度末履行延期債権残高	千円	2,003	2,762	3,889	5,744	7,094
年度末未収件数	件	404	357	425	431	325
年度末未収金額	千円	3,579	2,414	3,653	3,528	2,433
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
現年度調定分回収率	%	77	73	68	72	82

過年度調定分回収率	%	11	71	48	45	61
不納欠損額	千円	—	—	—	—	—

※：市社協への貸付金は毎年度末に一旦、全額回収、年度内償還貸付金の形となっているが、市社協の対象者に対する貸付金も貸付期間が1か月であり、原則期末に残高が残らないので、年度内償還貸付金としての平成24年度の貸付額の注書はしていない。

(ウ) 背景

本貸付金は、北九州市で生活保護を申請している者及び生活保護を受給している者(以下「申請者等」という。)であって、緊急のため扶助費が支給されるまでの間、生活費の一部を立替え援助する必要があるものについて、貸付期間は原則1か月という非常に短期間の生活援助資金を貸付けることを目的として、市が区社協に貸付けるものである。

市から借り入れた原資をもとに、区社協から申請者等に対して貸付を実施する。

区社協は、本貸付金の申請者等への貸付及び申請者等からの回収の業務について各区保護課(区内の福祉事務所長)へ委嘱している。

市による本貸付金の貸付期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎期翌年3月31日までに市に返還する。

ただし、借受人にやむを得ない事情があるときは、貸付期間を3か月まで延期することができる定めがあり、また、一定の事由に該当する場合は履行延期の特約を締結し、返済期限が翌年度4月1日以降に到来する貸付金がある場合には、延期後の期間まで分割して返済することができる。

したがって、この特約により翌年度に返済期限が到来するものは「履行延期債権」として各年度末に残高が存在することとなる。また、返済期限が到来し調定済みであるが、期限までに返済がなかった収入未済額についても、未収金として各期末において存在することとなる。

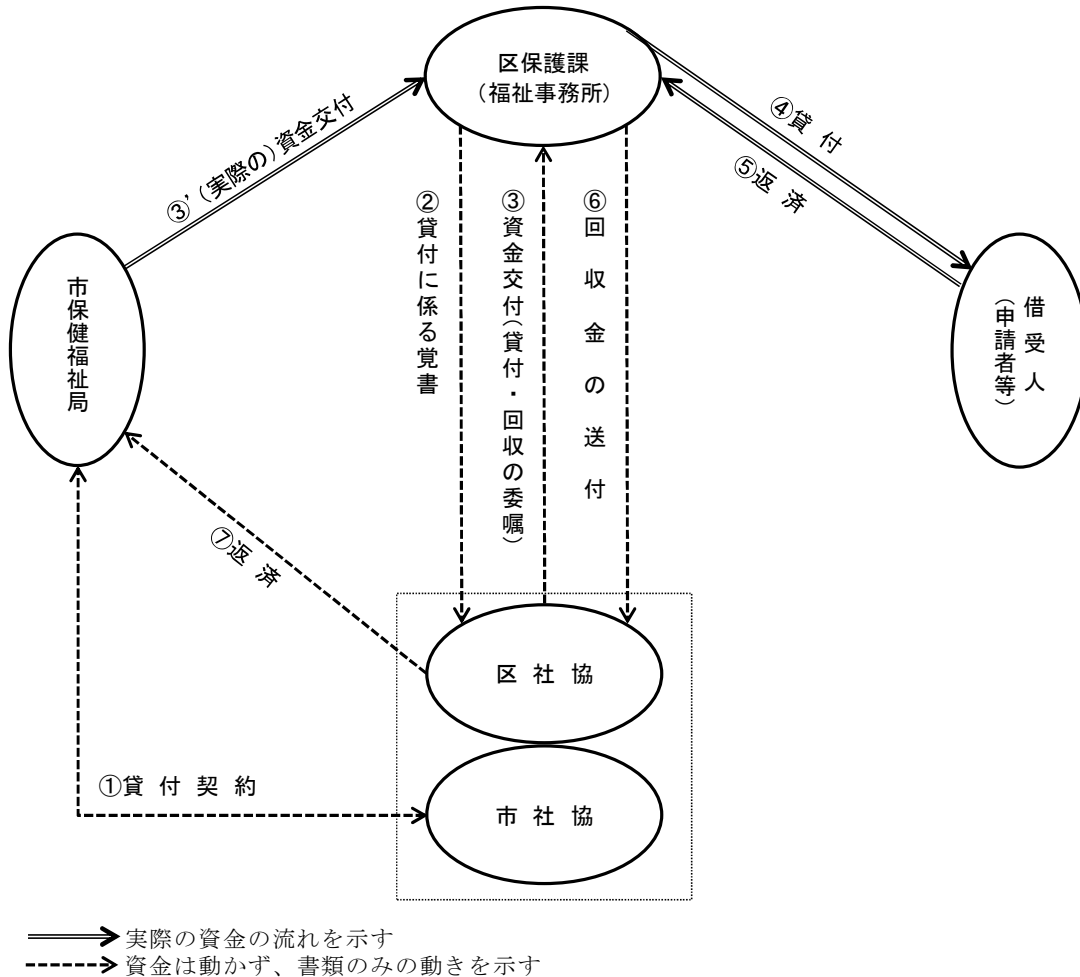
履行延期債権及び収入未済額の過去5年の推移は以下のとおりである。

年度		履行延期債権※1	未収金※2	合計
20	件	210	404	614
	千円	2,003	3,579	5,582
21	件	320	357	677
	千円	2,762	2,414	5,176
22	件	505	425	930
	千円	3,889	3,653	7,542
23	件	731	431	1,162
	千円	5,744	3,528	9,272
24	件	928	325	1,253
	千円	7,094	2,433	9,527

※1：履行延期の特約を結び、履行延期後の償還期間が未到来の債権

※2：返済期限が到来し調定済みであるが、期限までに返済がなかった債権

事務手続と実際の資金の動きを示すと以下のとおりである。



(出所：市作成資料をもとに監査人作成)

(説明)

- ① 市と市社協において、貸付契約（基本契約）締結。
- ② 各区社協と区保護課において、貸付に係る覚書（年度ごと）を締結。
- ③ 各区社協から各区保護課に、貸付及び回収業務を委嘱（委嘱状の受領、承諾状の渡し）。

ただし、実際には資金交付は行わず、各区社協からの領収証受領をもってそれに代える（実際の資金交付は③'）。

- ③' 実際には、資金は区社協を経由せず、市から各区保護課に対して直接交付される。

区保護課に交付された資金は、保護課長名の預金通帳に預金する。

- ④ 区保護課から申請者等に対し、生活援助貸付の実施。
- ⑤ 申請者等から区保護課へ、生活援助貸付金の返済。
- ⑥ 年度末において、申請者等から回収した資金を精算し、区保護課で保管している預金通帳から全額を引き出す。
- ⑦ ⑥で引き出した資金は、相手方を区社協として回収し、収入計上する（実際には各区保護課が直接実施する）。

このように、市と市社協との間で貸付契約が締結されるものの、区社協から区保護課へ貸付業務等が委嘱されることから、結果的に市（区）が貸付業務等を実施している。また、実際には資金は市社協を経由することなく区保護課に直接、資金交付されており、契約上（書類上）の流れと実際の資金の流れが相違している。

債権管理について、生活援助資金貸付要綱に従い、各区社協から委嘱を受けた各区保護課が主に次のような項目を実施する。

- 貸付に係る審査について
- 貸付金の徴収について
- 督促状の発送について

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(ロ) 監査の意見

① 貸付契約及び貸付事業実施方法の見直しについて（有効性等一意見）保健-カ①

本貸付事業は、市社協との契約により市から市社協に貸付けているものであるが、実態としては市（区）が直接申請者等に貸付を実施している状況と同じである。申請者等への貸付事業について、事務手続の効率化及び貸付業務の実効性に鑑みて、契約上も市社協を経由させず、貸付業務等を市（区）が直接行う方法で実施することが望まれる。

<内容>

前述のとおり、市と市社協との間で貸付契約が締結されるものの、貸付業務等については区社協から区保護課へ委嘱されることから、結果的に市（区）が直接、貸付業務等を実施している。また、実際には資金は市社協を経由することなく区保護課に交付されており、市社協を経緯する契約上（書類上）の流れと実際の資金の流れが相違している。

このような状況からすると、本貸付事業に市社協及び区社協が関与している利点

はないと思われる。

さらに、本貸付契約について、平成5年度より貸付金の限度額300万円で契約していたが、過去5年間だけみても調定額は1,000万円前後で推移しており、申請件数の増加に伴い貸付金額の増額が必要な状況となっていた。しかし、契約額の変更は平成23年度までなされず、平成24年度になってはじめて契約上の限度額が予算額に合わせ1,000万円に変更された。

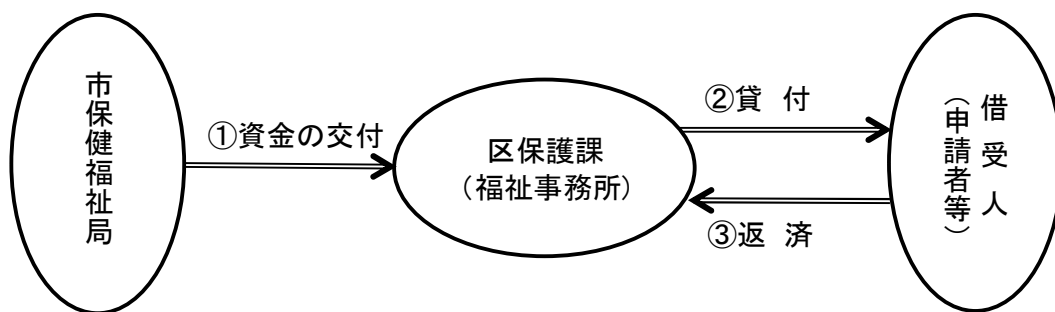
契約上の限度額が300万円であったにも関わらず、予算額が1,000万円の貸付事業が平成23年度まで実施可能であった理由は、平成24年4月1日付起案文書より引用すれば、次のようである。

「本来、貸付資金の増額に伴い、市と市社協は増額した金額に変更して契約を締結しなければならないが、貸付契約は増額変更されないままでも実際の資金は保健福祉局保護課から各区保護課に対して増額に応じた令達があったため、各区保護課はその金額に応じた覚書を結んでいた。」

すなわち、これは市社協との契約如何に関わらず、市から区への直接資金を交付することにより事業が実施可能であったことの証左でもある。

したがって、申請者等への貸付事業について、事務手続きの効率化及び貸付業務の実効性に鑑みて、契約上も市社協を経由させず、貸付業務等を市（区）が直接行う方法で実施することが望まれる。

なお、貸付業務等を市（区）が直接行う場合、以下の図が参考となる。



(監査人作成)

キ. 生活保護返還金

(7) 概要

所 管 部 署	保健福祉局／地域支援部／保護課
分 類	履行延期債権、未収金
根 拠 法 令 等	生活保護法
要 綱 等	生活保護事務手引書
発 生 原 因	すでに支給した生活保護費のうち、生活保護法第 63 条、第 77 条及び第 78 条に基づく費用の徴収及びその返還によるもの。
主 な 相 手 先	個人
開 始 年 度	昭和 25 年度

(イ) 貸付金等の推移

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
年度末履行延期債権件数	件	562	697	952	1,501	1,579
年度末履行延期債権金額	千円	362,330	386,071	483,256	604,470	730,921
年 度 末 未 収 件 数	件	5,427	5,821	7,270	8,429	10,629
年 度 末 未 収 金 額	千円	224,316	224,305	237,383	299,693	332,677
債 務 免 除 件 数	件	266	689	707	633	586
債 務 免 除 額	千円	58,914	36,642	34,962	20,795	26,133
現年度調定分回収率	%	85	84	81	74	80
過年度調定分回収率	%	1	1	6	3	2
不 納 欠 損 額	千円	58,914	36,642	34,962	20,795	26,133

(ウ) 背景

生活保護とは、生活保護法で規定された要件を満たした上で最低限度の生活を保障する制度であり、個々の世帯が最低限度の生活を営むために必要な費用（最低生活費）を、厚生労働大臣が定める基準にしたがって算出し、最低生活費と世帯の収入を比較して、その世帯の収入だけでは最低生活費に満たない場合で、能力や資産、扶養義務者からの援助、他の法律による扶助等によっても必要な費用が不足するときに、その不足分を保護費として支給するものである。

すでに支給した生活保護費のうち、生活保護法第 63 条及び第 78 条に係る返還事由が生じた場合には、保護費を支給した市が受給者（過去に受給を受けていたものを含む。）に対して有している返還請求権を行使する。

具体的な発生経緯等は次のとおりである。

事 項	返還金（63条）が妥当な場合	徴収金（78条）が妥当な場合
返還金・徴収金発生の経緯	(1) 受給者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむをえない理由が認められたとき (2) 実施機関及び受給者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明したとき（判明したときに申告していればこれは、むしろ不当受給と解すべきではない）	(1) 故意に届出又は申告を怠り実施機関又はその職員が必要な口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず収入申告等に関する指示に応じなかった (2) 届出又は申告にあたり明らかに作為を加えたとき (3) 届出又は申告にあたり特段の作為を加えない場合でも実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応ぜず又は虚偽の説明を行ったようなとき
返還金・徴収金の決定	(1) 保護費支給範囲内 (2) 債務者の返還能力を十分考慮	支給した保護費の全額又は一部

（出所：「生活保護事務手引書」より抜粋）

※受給者の不正の意思の有無により、返還金と徴収金とに分けている。以下ではこの2つをあわせて「返還金等」という。

返還金等の事由が生じた場合には、返還すべき額等について、福祉事務所長及び保護課長等を構成員とする返還協議会に諮る。

返還協議会では、返還金等の種類、返還理由、返還額、返還方法（分納の金額を含む）、履行延期の特約等について協議する。

生活保護費の決算額及び市における生活保護受給者人員数の推移は次のとおりである。

（上段：百万円／下段：人）

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
生活保護費決算額	31,623	36,679	42,323	44,583	45,893
生活保護世帯数	12,006	14,104	16,418	17,603	18,246

（出所：市ホームページをもとに監査人作成）

平成 20 年秋以降の急激な国内景気・雇用情勢の悪化に伴い、生活保護の受給者は全国的に増加傾向にあるが、この傾向は市でも同様であり、上表のとおり生活保護費及び生活保護人員数は増加傾向にある。

また、返還金等に関する履行延期債権の額及び未収金の額の推移は次のとおりである。

年 度	履行延期債権		未収金		計	
	件	百万円	件	百万円	件	百万円
H20	562	362	5,427	224	5,989	586
H21	697	386	5,821	224	6,518	610
H22	952	483	7,270	237	8,222	720
H23	1,501	604	8,429	299	9,930	903
H24	1,579	730	10,629	332	12,208	1,062

(出所：市作成資料をもとに監査人作成)

※履行延期債権は、地方自治法施行令第 171 条の 6 に基づいて、市と受給者が履行延期の特約を締結した債権であり、上表の金額は年度末において納期限が未到来の残高である。

※未収金は、年度末に納期限がすでに到来している債権の残高が記載されている。

生活保護費及び生活保護人員数の増加に伴って、返還金等も平成 20 年以降増加の一途をたどっている。

平成 24 年度における未収金の滞納理由別の内訳は次のとおりである。

滞納理由	件数	百万円	率
生活困窮	7,496	218	66%
死亡	1,832	84	25%
行方不明	645	15	5%
その他	656	13	4%
合計	10,629	332	100%

(出所：市作成資料をもとに監査人作成)

生活困窮を理由とする滞納が 2 億円強 (66%) と最も多く、次いで死亡 8 千万円強 (25%) となっている。

返還金の債権管理については、生活保護事務手引書に従い、おおむね次のような手順で実施する。

調定

- ・返還協議会の決定額に基づき返還金等に係る調定を行う。

通知

- ・納入通知を債務者に毎月支給日の前日までに到着するように発送する。

督促

- ・債務の履行がない場合は、債務者に対して督促を行う。債務を相続した者がいる場合は、相続人に対して督促を行う。

履行延期の特約

- ・履行延期の特約期間については、地方自治法の金銭債権の消滅時効が5年なので、5年を一応の目途とする。ただし、債務の免除（地方自治法施行令第171条の7）が当初の履行期限から10年の経過を条件としているので、止むを得ない場合は10年間まで延期できることとする。
- ・履行延期特約は、債務の承認として時効中断の効力を有し、また、当初の履行期限内での返済不能や納入金額変更を理由とした再履行延期の特約も同様である。

債務の免除

- ・債務の免除は、履行延期の特約をした債権のみに適用される。
- ・当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約をした場合は、最初はその特約をした日）から10年を経過し、なお、債務者が無資力またはこれに近い状態で返済する見込のないと認められた場合には、議会の議決なしにその債権を免除することができる。（地方自治法施行令第171条の7）

不納欠損処分

- ・時効または、債務の免除により消滅した債権は、不納欠損処理を行う。

（出所：「生活保護事務手引書」をもとに監査人作成）

不納欠損処理の状況は次のとおりである。なお、システムより時効（5年）の到来したすべての債権のリストを抽出し、それを各区に割り当てて内容の精査を行うことで、不納欠損処理の網羅性を担保している。

年度	不納欠損額	
	件	百万円
H20	266	58
H21	687	33
H22	707	34
H23	633	20
H24	586	26

（出所：市作成資料をもとに監査人作成）

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(ロ) 監査の意見

① 福祉事務所における人員体制の強化について（有効性等－意見）保健-キ①

生活保護返還金の未収金額は年々増加する一方であるが、債権管理に係る職員数は横ばいであり追いついていない状況にある。これを改善するため、債権管理に係る職員数の増加等の徴収人員体制の強化が望まれる。あわせて、滞納原因である「生活困窮」を改善し、未収金を減少させるために、引き続きケースワーカーの増員も含めた就労支援体制の強化が望まれる。

<内容>

平成 24 年度における未収金残高は 3 億円強であり、その滞納理由別の内訳をみると、「生活困窮」を理由とする滞納が 2 億円強（66%）と最も多くなっている。

生活保護に関する業務を行っている福祉事務所（各区保護課管理係）における人員体制を、返還金の債権管理に係る体制と、受給者の就労等に係る支援体制とに分けてみると、次のとおりである。

【徴収体制】

（単位：人、件）

項目／年度	H20	H21	H22	H23	H24
各区保護課管理係職員数 ①	34	34	36	35	39
うち、債権管理担当職員数 ②	7	7	7	7	7
未収金件数 ③	5,427	5,821	7,270	8,429	10,629
担当 1 人当たり件数 ③÷②	775	832	1,039	1,204	1,518

【就労支援体制】

（単位：人、世帯）

項目／年度	H20	H21	H22	H23	H24
ケースワーカー(CW)数 ①	135	149	182	211	224
生活保護世帯数 ②	12,006	14,104	16,418	17,603	18,246
CW 1 人当たり世帯数 ②÷①	89	95	90	83	81

返還金の徴収に係る体制としては、未収金件数が平成 20 年度から平成 24 年度にかけて約 2 倍になるなど、著しく増加している一方で、債権管理に係る職員数は横ばいであり、その結果、職員一人当たりの件数は大幅に増加している。債権管理に係る人員体制の強化が追いついていない状況にある。

平成 24 年度における未収金額は 3 億円強と多額であり、年々増加している状況にあるため、費用対効果の考慮も必要ではあるが返還金の債権管理に係る人員体制を

より強化し、未収金の減少に努めることが望まれる。

また、未収金のうち約 66%が生活困窮を理由としたものであり、単に徴収体制を強化したとしても、就職状況や生活状況が改善しなければ、当然生活困窮を原因とする滞納額は減少しないものと思われる。

平成 20 年秋以降の急激な国内景気・雇用情勢の悪化に伴い、生活保護の受給世帯数は増加しているが、それに対応してケースワーカーの人員数も平成 20 年から平成 24 年にかけて 135 名から 224 名へと 89 名増加している。その結果、ケースワーカー 1 人当たり受給世帯数は若干減少している状況にあり、改善している。さらに、就労支援をより一層充実・強化するための取組としては、例えば平成 22 年度に就労指導を専任で行うケースワーカーを配置するなど業務体制の見直しを実施している。

それでもなお、ケースワーカー 1 人当たり受給世帯数が 81 世帯と、1 人で多くの世帯を担当している現状を考慮し、未収金の主な発生原因である生活困窮を改善するために、就労支援については、これまでに引き続き、さらなる体制強化が望まれる。

ク. 若年者専修学校等技能習得資金貸付金

(7) 概要

所 管 部 署	保健福祉局／人権推進センター／人権文化推進課
分 類	貸付金、未収金
根 拠 法 令 等	北九州市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例 北九州市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例施行規則
要 綱 等	福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱 若年者専修学校等技能習得資金貸与事業債権管理事務処理の手引（いずれも福岡県によるもの）
貸 付 目 的	経済的な理由により専修学校等において修業することが困難な者に対して、技能習得金を貸与することにより職業に必要な技能及び知識の習得を援助することを目的とする。
事 業 概 要	福岡県の補助事業による補助金を財源として市が、対象者に次の金額の貸付を行っている。 ・入校支度金 100 千円（第1年次のみ貸与） ・修学資金（月額） 専門課程1年 53 千円、その他の課程 30 千円
貸 付 条 件	無利息、1名以上の保証人が必要、返済期間は在学期間の3倍の期間以内（最長12年以内）
主 な 貸 付 先	県の定めた基準の対象となる個人
回 収 状 況 等	過年度調定に係る滞納あり。過去、不納欠損処理はしていない。
開 始 年 度	平成14年度

(イ) 貸付金等の推移

指標名	単位	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績
新規貸付件数	件	7	6	11	10	17
年度末貸付件数	件	42	48	59	67	77
年度末貸付残高	千円	25,848	25,865	26,795	27,313	32,216
年度末未収件数	件	11	16	20	23	29
年度末未収金額	千円	2,655	3,638	5,187	6,982	8,904
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
現年度調定分回収率	%	75	76	66	66	66
過年度調定分回収率	%	2	3	9	6	1
不納欠損額	千円	—	—	—	—	—

(ウ) 背景

若年者専修学校等技能習得資金貸付金は、経済的な理由により専修学校等に修業することが困難な者に対して、技能習得金を貸与することにより職業に必要な技能及び知識の習得を援助することを目的として、上記概要に記載の入校支度金及び修学資金を在学期間にわたって、無利息で貸付ける制度である。借受人は修学する本人であり、1名以上の保証人が必要であり、返済期間は在学期間の3倍の期間以内（最長12年以内）となっている。

本事業は、福岡県の補助事業であり、「福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱」に基づき、県から市に対して交付される補助金を財源として実施されている（福岡県所管：福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課）。

本貸付の対象校や対象者も県が定めているが、貸付審査は保健福祉局人権文化推進課によって行われ、収入の年額が生活保護法の規定による保護水準に基づいて算定する年額の1.5倍に相当する額以下の世帯に属する者など、収入要件を満たしたものについて貸付が実行される。県の定めた基準どおりに審査が行われている。

回収事務は、「若年者専修学校等技能習得資金貸与事業債権管理事務処理の手引」（福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課）に基づき行われている。

平成24年度の収入未済額(未収金)の状況は次のとおりである。

(単位：千円、%)

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	回収率
元金回収金	13,032	4,127	0	8,904	31.7
(内現年度)	(6,049)	(4,012)	(0)	(2,036)	(66.3)
(内過年度)	(6,982)	(114)	(0)	(6,867)	(1.6)

収入未済額について、制度開始の平成14年以来、現在まで不納欠損処理は行われていない。

(エ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 他部署との連携について（有効性等－意見）保健-ク①

本貸付金は、保健福祉局人権文化推進課の所管となっているが、同課は人権啓発を主として行っている部署であり、債権管理に精通している担当者はおらず、より踏み込んだ回収手続は実施されていない。利用者の利便性を高め、回収実績をあげるためにも、類似の貸付及び回収を担当している他部署との連携強化策、さらには、

担当部署そのものを類似の貸付制度を行っている部署に移管統合することも含め検討することが望まれる。

<内容>

本貸付金は、保健福祉局人権文化推進課の所管となっているが、同課の担当している事務分掌は次のとおりであり、主として人権にかかる相談や人権啓発にかかる業務を担当し、通常は債権管理業務とは異なる業務を行っている部署である。

企画調整係：人権行政に係る総合的な企画及び調整、北九州市人権施策審議会、北九州市人権施策推進本部、人権啓発に係る関係機関及び団体との連絡調整、人権に係る情報の収集及び発信、人権に係る相談等

啓発推進係：人権啓発に係る市民運動の推進・教材等・指導者の育成、北九州市人権問題啓発推進協議会等

人権文化推進課には、債権管理に精通している担当者はおらず、県の処理手引に基づき滞納管理は行われているものの、滞納者への電話や面談など回収率を高める施策は、現状では実施されていない。

また、類似の制度としては子ども家庭局の母子寡婦福祉貸付金、教育委員会の各種奨学金などがある。担当課では、利用希望者に対する他制度の紹介及び、債権回収に関する情報交換などの教育委員会との連携・相談などは行っているが、子ども家庭局との連携はとられていない。

したがって、利用者の利便性を高め、回収実績をあげるためにも、類似の貸付及び回収を担当している他部署との連携強化策、あるいは、担当部署そのものを類似の貸付制度を行っている部署に移管統合することも含め検討することが望まれる。

② 不納欠損処理について（合規性―意見）保健-ク②

本貸付金については、制度創設以来、一度も不納欠損処理は行われていない。今後は、債権管理に関する条例を制定する、あるいは一定の基準を設け議会の議決を経るなどして不能欠損処理が可能なものは、不納欠損処理することが望まれる。

<内容>

本貸付金については、制度創設以来10年余りであり、一度も不納欠損処理は行われていない。回収事務は、「若年者専修学校等技能習得資金貸与事業債権管理事務処理の手引」（福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課）に基づき行われているが、同手引にも不納欠損についてはふれられていない。過年度調定分の回収率が1.6%と低調であり、時効の援用を行えば債権が消滅する期間が経過してくることが予想される。今後、債務者が時効の援用を行わないと債権が消滅しないとしても、例えば時効の援用を行えば債権が消滅する期間が経過している場合や滞納整理と費用対効果などの面から、明らかに回収が不能と認められる場合には、債権管理に関する条例を制定する、あるいは一定の基準を設け議会の議決を経るなどして不納欠損処理す

ることが望まれる。

③ 滞納整理の記録について（合規性－意見）保健-ク③

滞納管理カードへの督促や連絡などの指導記録には、その都度、正確な実施日と内容を記載することが必要である。

<内容>

現任担当者以前の過年度の滞納管理カードへの督促や連絡などの指導記録には、実施した日付ではなく、〇月から〇月と期間での記載が散見された。過年度は、指導記録をまとめて債権管理カードに記載していた模様であるが、督促や連絡などの指導記録は、その後の回収活動に必要な情報であり、時効処理や不納欠損の場合の証拠書類として重要なものとなる。

したがって、正確な実施日と内容を記載することが必要である。

(3) 子ども家庭局の貸付金等

ア. 母子福祉貸付金／寡婦福祉貸付金

(7) 概要

(母子福祉貸付金)

所 管 部 署	子ども家庭局／子ども家庭部／子育て支援課
分 類	貸付金、未収金
根 拠 法 令 等	母子及び寡婦福祉法 母子及び寡婦福祉法施行令 母子及び寡婦福祉法施行規則 北九州市母子及び寡婦福祉法施行細則
要 綱 等	母子及び寡婦福祉資金貸付審査基準 母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領
貸 付 目 的	母子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、児童(子)の福祉を増進することも目的としている。
事 業 概 要	貸付資金の種類は次の 12 種類である。 事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金
貸 付 条 件	(ウ)背景に記載のとおり。
主 な 貸 付 先	個人
回 収 状 況 等	過年度調定に係る滞納あり。
開 始 年 度	昭和 28 年度

(寡婦福祉貸付金)

所 管 部 署	子ども家庭局／子ども家庭部／子育て支援課
分 類	貸付金
根 拠 法 令 等	母子及び寡婦福祉法 母子及び寡婦福祉法施行令 母子及び寡婦福祉法施行規則 北九州市母子及び寡婦福祉法施行細則
交 付 要 綱	母子及び寡婦福祉資金貸付審査基準 母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領
貸 付 目 的	寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、児童(子)の福祉を増進することも目的として資金を貸付けるもの。
事 業 概 要	貸付資金の種類は次の 12 種類である。 事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資

	金、就学支度資金、結婚資金
貸付条件	(ウ)背景に記載のとおり。
主な貸付先	個人
回収状況等	過年度調定に係る滞納あり。
開始年度	昭和45年度

(イ) 貸付金等の推移

(母子福祉貸付金)

指標名	単位	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績
新規貸付件数	件	426	505	554	273	221
年度末貸付件数	件	806	884	921	744	604
年度末貸付残高	千円	3,466,146	3,384,696	3,329,932	3,208,974	3,054,552
年度末未収金額	千円	598,137	611,810	615,841	617,994	615,734
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
現年度調定分回収率	%	84	84	86	87	87
過年度調定分回収率	%	10	9	9	8	9
不納欠損額	千円	—	—	—	—	—

(寡婦福祉貸付金)

指標名	単位	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績
新規貸付件数	件	9	17	17	8	6
年度末貸付件数	件	20	23	32	27	21
年度末貸付残高	千円	165,667	158,551	155,519	149,554	141,891
年度末未収金額	千円	18,343	20,127	21,187	22,316	22,183
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
現年度調定分回収率	%	84	82	84	87	87
過年度調定分回収率	%	8	9	9	7	11
不納欠損額	千円	—	—	—	—	—

(ウ) 背景(以下、母子福祉貸付金／寡婦福祉貸付金共通)

母子福祉貸付金及び寡婦福祉貸付金は、母子及び寡婦福祉法に基づき、母子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、児童(子)の福祉を増進することも目的として、各種資金を無利息又は低利で貸付ける制度である。母子福祉資金貸付金と寡婦福祉資金貸付金は、根拠法に基づき貸付対象者の要件が異なるだ

けで、貸付の内容は基本的には同様である。制度の概要は次のとおりである。

種 類	年 利	貸 付 限 度 額	資 金 の 説 明
事業開始	% 1.5	個人 2,830,000 円 団体 4,260,000 円	事業を開始するのに必要な経費(母子福祉団体は無利息、次の「事業継続」も同様)
事業継続	1.5	1,420,000 円	現在営んでいる事業を継続するために必要な経費
修 学	無	別表①のとおり ※	児童(子)が高校、大学、高等専門学校、専修学校等に就学するために必要な経費[授業料等]
技能習得	1.5	一般 月 68,000 円	母・寡婦が事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な経費 高等学校に修学及び入学するために必要な経費(条件により一括貸付あり)
修 業	無	月 68,000 円 ※	児童(子)が事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な経費
就職支度	1.5	月 100,000 円 ※	母・寡婦及び児童が就職するために必要な道具、被服等を購入する経費(子に係る分は無利息)
医療介護	1.5	※医療 340,000 円 介護 500,000 円	母・寡婦及び児童が医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な経費
生 活	1.5	一般 月 103,000 円 技能 月 141,000 円	知識技能を習得の間、医療若しくは介護を受けている間、又は母子家庭になって7年未満の不安定な母子家庭の生活の維持・安定に必要な経費(条件により一括貸付あり)
住 宅	1.5	1,500,000 円 ※	現に居住し、原則として所有する住宅の補修・改築・増築等に必要な経費
転 宅	1.5	260,000 円	住居を移転する際に必要な経費
就学支度	無	別表②のとおり ※	児童(子)が 高校・高専・短大・大学及び修業施設等に入学するために必要な経費[入学金等]
結 婚	1.5	300,000 円	児童(子)の婚姻に際し必要な経費

(注) 1. 連帯保証人を立てた場合、年 1.5 パーセントの利息が、無利息となる。

2. 貸付限度額欄に※がある資金は、条件により特別限度額がある。

別表 ① 修学 資金	高等学校 専修（高等課程）	国公立	【自宅】月額 18,000円【自宅外】月額 23,000円
		私立	【自宅】月額 30,000円【自宅外】月額 35,000円
	高等専門学校	国公立	【自宅】月額 21,000円【自宅外】月額 22,500円
		私立	【自宅】月額 32,000円【自宅外】月額 35,000円
	短期大学 専修（専門課程）	国公立	【自宅】月額 45,000円【自宅外】月額 51,000円
		私立	【自宅】月額 53,000円【自宅外】月額 60,000円
	大 学	国公立	【自宅】月額 45,000円【自宅外】月額 51,000円
		私立	【自宅】月額 54,000円【自宅外】月額 64,000円
別表 ② 就学 支度 資金	高等学校、高等専門学校 専修（高等課程）	国公立	【自宅】 150,000円【自宅外】 160,000円
		私立	【自宅】 410,000円【自宅外】 420,000円
	大学、短期大学 専修（専門課程）	国公立	【自宅】 370,000円【自宅外】 380,000円
		私立	【自宅】 580,000円【自宅外】 590,000円

（出所：市ホームページ内の「母子・寡婦福祉資金一覧」より、監査人一部加工）

年度別（資金別）貸付決定の推移（本貸付金合計）は次のとおりであり、件数、金額ともに修学資金の割合（平成24年度の件数：52.9%、金額：35.2%）が高く、就学支度資金と合わせると、平成24年度の件数200件（88.1%）、金額は70,917千円（82.0%）となっている。ただし、平成22年度から実施されている高校授業料無償化などの影響もあり、貸付件数、総額ともに減少傾向にある。

年度別貸付決定推移（母子・寡婦合計）

（単位：千円）

年度	H22年度		H23年度		H24年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始	1	1,580	0	0	0	0
事業継続	0	0	0	0	0	0
修 学	302	135,168	136	60,794	120	52,873
技能習得	35	19,455	15	8,714	17	10,858
修 業	6	4,104	7	2,768	3	1,308
就職支度	0	0	0	0	0	0
医療介護	0	0	0	0	0	0
生 活	14	5,400	6	2,183	5	3,049
住 宅	1	200	0	0	0	0
転 宅	7	1,310	3	548	2	330

就学支度	205	53,619	114	27,671	80	18,044
結 婚	0	0	0	0	0	0
合計	571	220,836	281	102,678	227	86,462
前年比%	109.4	105.3	49.2	46.5	80.8	84.2

なお、平成 21 年に母子及び寡婦福祉法施行令が改正され、従来は原則として保証人が必要であったが、配偶者のない女子が扶養している者（児童）が修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金の貸付を受けようとする場合を除き、保証人が不要となっている。

ただし、市では平成 22 年 4 月 1 日申請分より、

- ※ 母等が市町村民税非課税かつ申請時の自己収入の支出額に占める割合が 5 割未満
- ※ 申請者が関わる母子寡婦福祉貸付金の未償還額の合計と、今回申請する借受額の合計額が 300 万円を超える

のいずれかに該当する場合には償還見込みに疑義があると判断し、保証人を求めることで、回収の実効性を高めている。

また、本貸付金は、母子及び寡婦福祉法施行令（第十七条）において、支払期日に償還金又は一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき年十・七五パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する旨規定されているが、市では、少額の違約金（1 件 150 円以下の徴収が 7 割以上）徴収のため交通費等の事務費用をかけることは、経済的不合理性があること、及び遅延防止のために徴収する違約金が遅延を助長させるという目的的不合理性があることなどを理由に当該違約金を徴収しない旨を昭和 50 年に取り決めている。

本貸付金は、区役所が窓口になり受付及び審査を行い、最終的には市長の決定を経て貸付が実行される。ただし必要に応じて、調整検討会議（子育て支援課及び各区保健福祉課職員で構成）の意見を聞いたうえで貸付の決定を行う。極めて福祉目的が強い貸付金であるため、審査時に子どもの数、資産・借金等収支の状況を確認し、必要な場合には保証人をとるなどして可能な限り貸付を実行している状況である。

本貸付金の管理は平成 25 年 3 月に新システムが導入されている。従来は紙で出力された、貸付金毎の滞納整理票によって管理されている状況であったため、債務者毎の貸付金残高や、滞留状況の把握などが一括管理できていなかった。しかしながら新システム導入後、債務者毎の名寄せが可能になり、導入後の指導記録を含めてシステム入力しているため、滞納している債務者毎の一覧性は増し、債権管理が行いやすい状況に改善されている。

償還は、据置期間経過後、納入通知書または口座振替（平成8年2月以降の新規貸付者については、すべて口座振替）にて実施している。

滞納があった場合、初期滞納者の指導、長期滞納者の指導は本庁にて実施している。収納事務を一般財団法人北九州市母子寡婦福祉会に委託し、同会職員2名が償還協力員として子育て支援課において、電話・文書での償還指導、徴収を行っている。それ以外の概ね1年～5年滞留者の回収事務は区役所にて実施している。新システム導入以前は、管理責任のある区または本庁が滞納整理票を保有し、管理を行っていた。新システム導入後は、指導記録などをシステムに直接入力するため滞納整理票は出力されず、システム上、本庁及び区役所の管理区分が識別される状況になっている。

なお、貸付金残高の他、未収金（収入未済額）残高がある。平成24年度の状況は、調定年度別に区分すると次のとおりである。

(母子福祉貸付金)

(単位：千円、%)

	調定年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	回収率
元 金 回 収 金	現 年 度	417,994	364,472	—	53,521	87.2
	H 1 9 ～ 2 3	275,453	26,513	—	248,939	9.6
	H 1 4 ～ 1 8	185,458	17,001	—	168,457	9.2
	H 1 3 以 前	155,727	12,230	—	143,497	7.9
	合 計	1,034,633	420,217	—	614,416	40.6
利 子 収 入	現 年 度	124	71	—	53	57.2
	H 1 9 ～ 2 3	110	10	—	99	9.4
	H 1 4 ～ 1 8	237	26	—	211	11.0
	H 1 3 以 前	1,007	53	—	953	5.4
	合 計	1,479	161	—	1,318	10.9

(寡婦福祉貸付金)

(単位：千円、%)

	調定年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	回収率
元 金 回 収 金	現 年 度	20,311	17,842	—	2,469	87.8
	H 1 9 ～ 2 3	12,338	2,110	—	10,228	17.1
	H 1 4 ～ 1 8	6,063	341	—	5,721	5.6
	H 1 3 以 前	3,820	144	—	3,675	3.8
	合 計	42,533	20,439	—	22,094	48.1

利 子 収 入	現 年 度	16	16	—	—	100.0
	H 1 9 ~ 2 3	—	—	—	—	—
	H 1 4 ~ 1 8	2	—	—	2	0.0
	H 1 3 以 前	91	5	—	86	5.8
	合 計	111	21	—	89	19.6

(出所：市作成資料をもとに監査人作成)

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 滞納者の回収可能性の評価について（有効性等－意見）子ども-ア①

過年度分の未収金につき、より実効性の高い形で回収事務にあたるため、未納者の状況等を考慮して回収可能性の良否でランク別に分類し、その性質や状況に応じた事務手続を実行することが望まれる。

<内容>

本未収金については、残高が6億円前後で推移しており高額である。また、現年度の未収金回収率は87%台で堅調である一方で、過年度分の未収金回収率は10%を割り込む水準となっている。したがって、全体の回収率をより上昇させるためには、過年度分の未収金につき、より実効性の高い形で回収事務にあたる必要がある。

未収金の回収の実行性を高めるため、未納者の状況等を考慮して回収可能性の良否でランク別に分類し、その性質や状況に応じた事務手続を実行することが望まれる。

なお、未収金のランク別分類については、平成20年度の包括外部監査で次のように述べられている。

※ 北九州市 平成20年度包括外部監査結果報告書より抜粋

<監査意見13－債権のランク分け管理について>

債権を回収可能性の良否で数段階にランク分けし、ランクごとに過去の実績から回収不能率（ないしは回収率）を精緻に見込む管理方法が有効ではないかと考える。回収の実効性、事務処理の効率性に資するほか、複式簿記による財務諸表の作成に大きな役立ちがある。

② 保証人への通知について（有効性等－意見）子ども-ア②

保証人が必要な場合には、貸付申請時に面談を行って自署と実印による押印を入手しているが、その後、債権回収が滞る前に通知等を行う機会は設けられていない。

償還開始時などに、保証人への通知の機会を設けることが望ましいと考える。

<内容>

現在、市では貸付申請時に借受人、連帯借受人だけでなく、保証人が必要な場合には面談を行い、「母子・寡婦福祉資金借用書」に自署と実印による押印を入手するとともに、「母子寡婦福祉資金貸付金連帯保証人について（兼誓約書）」において、連帯保証人の意味と連帯保証債務の範囲、請求が来る場合などを記載した内容を誓約させるため保証人から自筆署名を入手している。

しかしながら、修学資金などは据置期間（在学中とその後6か月）が長いため、実際に滞納が発生した場合、保証人と認識の違いによるトラブルが発生する可能性がある。市は、独自に法律上保証人が不要な場合でも、保証人をつけるなど債権保全の策を講じている。したがって、実効性をより高めるためにも、当初の貸付申請後も、保証人への通知の機会を設けることが望ましいと考える。

現在、修学資金等継続時に、継続資金貸付申請書を徴取する際、借受人や連帯借受人については、面談によって話の中で生活の状況は確認しているため、その際に保証人にも面談することが望ましいが、少なくとも償還開始時などのタイミングで保証人へ通知することが望まれる。

③ 分納申請書の保証人の記載について（合規性―意見）子ども-ア③

滞納金について分納で返還する場合には「納付誓約書 分納申請書」に借受人及び保証人が記名押印することになっているが、保証人欄の記入がないものがあつた。そのような場合にも理由を付記したうえで承認をとることが望まれる。

<内容>

滞納金について分納で返還する場合には「納付誓約書 分納申請書」に借受人及び保証人が記名押印することになっているが、保証人欄の記入がないものがあつた。返済期間も変わり当初の契約変更と考えられるため、改めて保証人の合意が必要と考えられる。個別の事情があり保証人から記名押印してもらえなかったということであるが、そのような場合にも理由を付記したうえで承認をとることが望まれる。また保証人が死亡した場合、新たな保証人を立てる必要があるが、保証人が立てられていない場合もあるとのことである。上記と同様理由等の記載が必要と考える。

④ 不納欠損処理について（合規性―意見）子ども-ア④

本貸付金については、近年、不納欠損処理は行われていない。債権管理に関する条例を制定する、あるいは一定の基準を設け議会の議決を経るなどして不納欠損処理することが望まれる。

<内容>

本貸付金については、近年、不納欠損処理は行われていない。福祉目的の要素が

強く、回収が滞る確率も相対的に高い状況になっている。実際に母子寡婦含め合計で148,212千円が調定年度から10年を超えて収入未済になっている。しかしながら債権が事実上回収できない状況にあるにもかかわらず、債権として残っており滞納整理をし続ける必要があるとするのは費用対効果の面から望ましいとは言えない。

債務者が時効の援用を行わないと債権が消滅しないとしても、例えば時効の援用を行えば債権が消滅する期間が経過している場合など、明らかに回収が不能と認められる場合には、債権管理に関する条例を制定する、あるいは一定の基準を設け議会の議決を経るなどして不納欠損処理することが望まれる。

⑤ 本庁と区役所の債権管理に係る業務及び責任の明確化について（合规性一意見） 子ども-ア⑤

債権管理は本庁と区役所で分担して行われているが、業務の重複あるいは漏れが生じる可能性がある。ルールを明確にして、業務の範囲及び責任の所在を明確にすることが望まれる。

<内容>

原則として、初期滞納及び長期滞納分については、本庁で債権管理を行い、それ以外の債権については、区役所において債権管理が行われている。新システムが導入される以前は、本庁から区役所に対して債権管理簿が送付され、それに基づき区役所側で債権管理をおこなっていたが、新システム導入後は、物理的な紙ではなくシステム上において本庁対応か区対応かを区分できるようになっている。

ただし、いつどの時点で区分が変わるのかは明確に把握できず、誰が責任を有しているかが明確でなく、業務の重複あるいは漏れが生じる可能性や業務の範囲があいまいになる可能性がある。

したがって、業務分担の基準を作成し、業務の範囲及び責任の所在を明確にすることが望まれる。

イ. 児童扶養手当返還金

(7) 概要

所 管 部 署	子ども家庭局／子ども家庭部／子育て支援課
分 類	履行延期債権、未収金
根 拠 法 令 等	児童扶養手当法
要 綱 等	児童扶養手当債権管理事務処理マニュアル
発 生 原 因	父母の離婚・父（母）の死亡などによって、父（母）と生計を同じくしていない児童についての児童扶養手当を受給資格がない状態で受給し続けていた場合に発生する。
主 な 相 手 先	個人

(イ) 貸付金等の推移

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
年度末履行延期債権残高	千円			30,344	40,450	43,312
新規未収件数	件	1,041	979	942	979	1,115
年度末未収金額	千円	18,129	26,263	33,995	36,326	42,668
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
現年度調定分回収率	%	63	55	40	63	53
過年度調定分回収率	%	3	1	2	1	2
不納欠損額	千円	—	2,564	1,177	2,022	2,774

※履行延期債権は、平成 21 年度以前は把握されていない。

(ウ) 背景

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与するため、その児童を監護する母、監護しかつ生計を同じくする父、又は当該父母以外の方で当該児童を養育する方に支給される。支給要件には所得制限があり、市は課税台帳で所得金額を確認し、支給要件を満たすことを確認した上で、支給を行っている。

受給資格がない状態で、無届のまま手当を受給し続けていたことが判明した場合などに、児童扶養手当返還金が発生する。受給資格がない例としては、事実婚や障害年金を始めとする公的年金の受給などがある。

市は、毎年支給要件を満たしていることを確認しているが、児童扶養手当は次の表のように比較的多額であり、特に事実婚は市で適時に把握することは困難である場合が多い。長期にわたり受給資格がなかったことが事後的に判明した場合、遡って受給資格が喪失するため、多額の児童扶養手当返還金が生じる場合がある。

(平成 25 年 4 月以降)

区分	児童 1 人	児童 2 人	児童 3 人
全部支給	41,430 円	46,430 円	49,430 円
一部支給	9,780 円～41,420 円	14,780 円～46,420 円	17,780 円～49,420 円

債権管理は、各区役所ではなく、子育て支援課で一元管理しており、債務者との返納額の確認、納付状の送付や履行延期の届けの受領等を行い、一定期間を経過し時効を迎えたものについては不納欠損処理を行っている。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 不正受給者に対する強制徴収について（合規性－意見）子ども－イ①

市のマニュアルでは、不正受給者に対する手続が明記されていないため、不正受給者に対しても強制徴収は行われていない。不正受給者に対する児童扶養手当返還金については、状況に応じて強制徴収を行うことも検討する必要があると考える。

<内容>

児童扶養手当法第 23 条によれば、不正受給者に対しては、国税徴収の例により徴収できると規定している。これによれば、不正受給者に対する児童扶養手当返還金については、強制徴収を行うことができる。

児童扶養手当法（抜粋）

第 23 条（不正利得の徴収）

偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。（後略）

しかし、市のマニュアルでは、不正受給者に対する手続が明記されていないため、不正受給者に対しても強制徴収の手続は行われていない。

児童扶養手当は一人親世帯が対象であるが、受給資格を継続して有しているかについては、年 1 回の確認のみであり、その資格喪失を市が適時に把握することが難しい。また、受給資格を喪失したことや手当額の改定事由に該当することを受給者が知っていたかを市が判断することも困難な面がある。

しかし、知っていたにもかかわらず届出をしなかったことを本人が認めている場合や、状況から明らかに知っていたと認められる場合には、その不正受給者には公平性の観点から、強制徴収等の厳格な対応が求められると考える。

したがって、児童扶養手当の不正受給者については、状況に応じた一定の基準に

に基づき強制徴収等を行うことを可能とすることをマニュアルにも反映させ、状況に応じて強制徴収等を行うことも検討する必要があると考える。

ウ. 児童養護施設等措置費用負担金

(7) 概要

所 管 部 署	子ども家庭局／子ども総合センター
分 類	未収金
根 拠 法 令 等	なし
要 綱 等	なし
発 生 原 因	子ども総合センターの児童養護施設等措置費用負担金の未納により発生する。
主 な 相 手 先	個人

(イ) 貸付金等の推移

指標名	単位	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績
年度末未収件数	件	3,345	2,646	2,552	2,637	2,747
年度末未収金額	千円	33,043	27,445	27,065	27,576	26,758
債務免除件数	件	—	—	—	—	—
債務免除額	千円	—	—	—	—	—
現年度調定分回収率	%	36	43	43	43	44
過年度調定分回収率	%	1	0	0	0	0
不納欠損額	千円	532	11,990	4,856	4,268	4,759

(ウ) 背景

子ども総合センターは、児童相談所と少年支援室の機能が一緒になった施設で、専門スタッフ（児童福祉司、児童心理司、医師、少年相談員など）が保健・福祉・教育の統合による総合的専門的支援を行っている。

平成14年10月に保健福祉局「児童相談所」、教育委員会「少年相談センター」、「教育センター教育相談室」の3つを統合し、保健福祉局「子ども総合センター」を開設している。（なお、現在は子ども家庭局に改編している。）3つの機能の統合による総合的専門的支援体制を目指しているものである。

児童養護施設措置費用負担金は、子ども総合センターが児童養護施設や里親等に措置した児童について、保護者の所得に応じた負担金を定め、これを保護者が納付するものであり、その負担金の未納に関するものが未収金として計上されている。福祉目的の施設であり、未納があるからといって退去させる訳にもいかず、滞納が生じている。

債権管理については、子ども総合センターで行っており、督促状の送付等を行っている。回収ができずに5年を経過した場合は、消滅時効となり、債権が消滅し、不納欠損処理を行っている。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(ロ) 監査の意見

① 要綱等の作成・整備について（合規性－意見）子ども－ウ①

本未収金について、債権回収や滞納整理等を定めた要綱等が作成されていない。本未収金は、児童擁護施設等の措置費用を利用者が負担する未納分であるため、公正を期する必要性が高く、要綱等を定め一律の取扱いを図る必要がある。

したがって、本未収金について、要綱等を作成することが望まれる。

<内容>

本未収金について、債権回収や滞納整理等を定めた要綱等が作成されていない。システム入力の手順書はあるが、これは債権回収や滞納整理項目の入力に関する手順であり、債権回収、滞納整理等に関する要綱等とは言えない。

要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取扱いの基準を定めるものである。

実際、取扱いが明確でなく新たな事案などがある場合には、類似する業務を行っている子ども家庭局子育て支援課にその都度、相談している状況である。

本未収金は、児童擁護施設等の措置費用を利用者が負担するものの未納分であるため、公正を期する必要性が高く、要綱等を定め一律の取扱いを図るべきである。

したがって、本未収金について、要綱等を作成することが望まれる。

② 滞納整理の記録について（合規性－意見）子ども－ウ②

子ども総合センターで滞納整理を行っているが、滞納整理票に督促状の送付記録が記載されているだけであり、滞納者との交渉記録が記載されていない。交渉過程を記録し、債権回収に生かすためにも、その都度交渉内容を具体的に記録することが望まれる。

<内容>

子ども総合センターで児童養護施設措置費用負担金の未収金についての滞納整理を行っているが、滞納整理票には督促状が毎月送られている事実が記載されているだけであり、滞納者との交渉記録が滞納整理票に記載されず、交渉過程が不明である。

担当者が異動になる可能性もあり、事跡を残さなければ経緯を知ることができず、債権回収や滞納整理に影響を与えることが考えられる。

したがって、滞納者との交渉記録について、その都度、交渉内容を滞納整理票に具体的に記載することが望まれる。